
平成 2 8 年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 8 年 9 月 13 日

閉会 平成 2 8 年 9 月 14 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月13日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 6 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について	6
○日程第 7 報告第 4号 平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	7
○日程第 8 報告第 5号 平成28年度(平成27年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
○日程第 9 町の一般行政について質問	8
10番 高 松 克 年 君	8
1 町河川の改修整備計画を早急に立てるべき	
6番 金 子 益 三 君	13
1 子育て支援の一環として学校給食費補助制度の導入について	
2 LPガス式移動電源車両導入について	
11番 米 沢 義 英 君	17
1 災害対策について	
2 後期高齢者医療について	
3 予約型乗合タクシーについて	
4 就学援助について	
3番 佐 川 典 子 君	24
1 上富良野町の災害対策について	
○散 会 宣 告	31

目 次

第 2 号 (9月14日)

○議 事 日 程	3 5
○出 席 議 員	3 5
○欠 席 議 員	3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 5
○議会事務局出席職員	3 5
○開 議 宣 告	3
7	
○諸 般 の 報 告	3
7	
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3 7
○日程第 2 議案第 9号 平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	3 7
○日程第 3 議案第10号 平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について	3 7
○日程第 4 議案第11号 平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	3 7
○日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度上富良野 町一般会計補正予算(第4号)について)	4 3
○日程第 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度上富良野 町一般会計補正予算(第5号)について)	4 3
○日程第 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度上富良野 町一般会計補正予算(第6号)について)	4 3
○日程第 8 議案第 4号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	4 8
○日程第 9 議案第 5号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)	5 3
○日程第10 議案第 6号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	5 4
○日程第11 議案第 7号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算(第3号)	5 5
○日程第12 議案第 8号 平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	5 5
○日程第13 議案第12号 上富良野町債権管理条例	5 6
○日程第14 議案第13号 上富良野町税条例等の一部を改正する条例	6 1
○日程第15 議案第14号 財産の取得について(自治体情報システム強靱性向上整備事業)	6 2
○日程第16 議案第15号 教育委員会教育長の任命について	6 3
○日程第17 議案第16号 教育委員会委員の任命について	6 4
○日程第18 発議案第1号 議員派遣について	6 4
○日程第19 発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見について	6 5
○日程第20 閉会中の継続調査申し出について	6 5
○閉 会 宣 告	6 6

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)について)	9月14日	承 認 可 決
2	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)について)	9月14日	承 認 可 決
3	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)について)	9月14日	承 認 可 決
4	平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	9月14日	原 案 可 決
5	平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月14日	原 案 可 決
6	平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	9月14日	原 案 可 決
7	平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	9月14日	原 案 可 決
8	平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	9月14日	原 案 可 決
9	平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月14日	原 案 可 決
10	平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月14日	決算特別委員会 付 託
11	平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月14日	決算特別委員会 付 託
12	上富良野町債権管理条例	9月14日	総務産建常任委員会 付 託
13	上富良野町税条例等の一部を改正する条例	9月14日	原 案 可 決
14	財産の取得について(自治体情報システム強靱性向上整備事業)	9月14日	原 案 可 決
15	教育委員会教育長の任命について	9月14日	同 意 可 決
16	教育委員会委員の任命について	9月14日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月13日	
	町の一般行政について質問	9月13日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月13日	報 告
2	議員派遣結果報告について	9月13日	報 告
3	委員会所管事務調査報告について	9月13日	報 告
4	平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月13日	報 告
5	平成28年度（平成27年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月13日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	9月14日	原 案 可 決
2	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	9月14日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	9月14日	原 案 可 決

平成28年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成28年9月13日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期決定について 9月13日～14日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 6 報告第 3号 委員会所管事務調査報告について
第 7 報告第 4号 平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第 8 報告第 5号 平成28年度(平成27年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 9 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会 計 管 理 者	藤田 敏明 君	総 務 課 長	石田 昭彦 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	北川 徳幸 君
健康づくり担当課長	杉原 直美 君	町民生活課長	鈴木 真弓 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	北川 和宏 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	岩崎 昌治 君
主 事	菅原 千晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、9月9日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本定例会の運営につきましては、議会運営委員長から、8月24日及び9月7日に議会運営委員会を開き、会期及び日程など、並びに今期定例会までに受理しました4件の陳情、要望の取り扱いについての結果報告がございました。

本定例会の報告は5件で、監査委員から例月現金出納検査結果報告書、町長から報告案件2件、議員から報告案件2件であります。

また、提出の議案は、町長から提出の議案16件、議員からの発議案2件であります。

なお、議案第15号及び議案第16号の人事案件につきましては、あす議案を配付させていただきますので、御了承願います。

町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成28年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政については、高松克年議員外3名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は本日配付したところであり、先例により、質問の順序は通告を受理した順となります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載しております。

最後に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりであります。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 荒生博一君

10番 高松克年君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

最初に、大雨等による被害についてであります。7月31日の局地的な集中豪雨、さらに8月17日の台風7号、21日の台風11号、23日の台風9号による大雨により、町内の道路、河川を初め、排水路や公共施設、農作物等に大きな被害が発生いたしました。

現在、町といたしましては、緊急に対応するため、専決処分による予算補正を行うとともに、全力で復旧に取り組んでいるところであります。

特に、7月31日の局地的集中豪雨につきましては、清富地区の3世帯4名の方々の避難が必要になるなど、道路、河川を中心に延べ37カ所、総額2億8,611万円の被害となっております。

さらに、8月17日、21日、23日の台風によ

る被害につきましては、道路、河川、排水路等、延べ229カ所、総額2億1,260万円の被害となりました。

次に、農業関係の被害については、7月31日に発生した集中豪雨では、日新、清富、旭野地区を中心に、冠水や作物流失などによる農作物被害が発生し、バレイショや大豆など面積で約79ヘクタール、被害額では約3,000万円の被害となっています。また、農地や農道等の農業施設、作業機械への被害も生じており、その被害額は約1,100万円となっております。

さらに、8月17日から23日にかけての台風では、冠水や作物の流失など、農作物被害が全体的に発生し、大豆、スイートコーン、バレイショなど面積で約114ヘクタール、被害額で約4,000万円となっており、農地や農業施設につきましても約1,600万円の被害額となっております。

8月31日の台風10号では、幸いにして、本町では強風による倒木が一部見られたものの、大きな被害はありませんでした。

しかしながら、南富良野町では、空知川の堤防が決壊し、市街地が冠水するなど大災害となり、9月3日、4日には、職員31名が被災者支援ボランティア活動を、また、翌5日には、上川管内町村広域防災に関する協定「かみかわの絆」により職員5名が被災者復興支援を行いました。

たび重なる大雨により被災されました町民の方々、また、南富良野町民を初め多くの方々にお見舞いを申し上げますとともに、本町におきましても災害復旧に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、第24回参議院議員通常選挙についてですが、6月22日に公示、7月10日に投開票が行われました。

今回から選挙権年齢が引き下げられ、満18歳から投票することが可能となり、本町では211人の有権者がふえ、当日有権者数9,362人、投票者数5,760人、投票率61.53%で、前回投票率を2.5ポイント上回り、全国平均では54.7%で6.8ポイント、全道平均では56.78%で4.7ポイント程度上回ったところであります。

また、期日前投票の投票者数は2,794人となり、投票者数の約48%を占め、期日前投票所による投票は着実に増加しております。

次に、国の栄典関係についてですが、長年にわたり町議会議員を務められました清水茂雄氏が、8月1日付の発令による高齢者叙勲において旭日単光章を受賞され、今月21日に北海道より伝達される予定であります。

改めて、これまでの御功績に心から敬意をあらわ

すものであります。

次に、特別名誉町民についてであります。本町にアトリエを開設して以来、多年にわたりさまざまな分野におきまして地域貢献をいただいております日本画の大家、後藤純男氏が、本年、日本芸術院賞とあわせて、芸術界においては最高賞と言われる恩賜賞を受賞されました。

本町におきましては、後藤氏が本町の発展に果たされてきた多大な御貢献とあわせ、恩賜賞受賞という輝かしい功績に鑑み、名誉町民審議会の議を経て、特別名誉町民の称号を贈ることを決定したところであります。

次に、基地対策関係についてであります。6月28日に北海道基地協議会によります防衛施設周辺整備対策中央要望を行い、また、6月30日には全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同定期総会に出席したところであります。

次に、自衛隊関係についてであります。8月24日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります「北海道の自衛隊を支える中央大会2016」に出席し、あわせて、北海道の自衛隊体制強化を求める要望及び自衛隊と地域コミュニティーとの連携に関する要望を防衛省に対して行ってまいりました。

次に、記念行事についてであります。第1特科団創隊・北千歳駐屯地開庁記念行事を初めとして、第2師団、北部方面関係の記念行事へ参加するとともに、7月3日には上富良野駐屯地創立61周年記念行事が開催され、多くの町民の皆様と喜びをともしたところであります。

次に、特定健診等の実施状況についてであります。7月4日から15日までの日程で実施したところであり、特定健診とあわせて肺・胃・大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、肺機能検査など、延べ3,087の方が受診されたところであります。

昨年からは独自で実施している腎機能検査を継続実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図るため、特定健診、国保外の被扶養者特定健診、若年者健診、高齢者健診に2,124人が受診され、あわせて慢性腎臓病の重症度分類に応じた保健指導を実施したところであります。

また、今年度新たに、高齢者健診受診者に貧血検査と心電図検査を実施いたしました。

さらに、健診会場では、食生活改善推進委員による地場産野菜を使った簡単な野菜料理、試食500食を提供し、あわせて管理栄養士による栄養指導を実施したところであります。

今後も、住民がみずからの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努

めてまいります。

次に、高齢者向け給付金についてであります、7月5日に申請受け付けを終了し、支給対象1,340人に対し、申請を辞退された方1人を除き1,339人、4,017万円を支給したところであります。

また、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金についてであります、8月22日から随時受け付けを行っており、9月9日現在、支給対象2,056人に対し1,186人の申請を受け付け、10月1日以降に随時支給を行ってまいります。

この給付金につきましては、11月22日までの申請期限となっておりますので、申請漏れ、支給漏れが発生しないよう、個別周知や夜間申請窓口を開設するなど対応を図ってまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります、既に収穫が終了した麦類につきましては、平年並みの収量となっており、他の主要作物である豆類やバレイショ、ビートにつきましても、現在のところ、ほぼ平年並みの生育状況となっております。

しかしながら、一連の降雨による農作物にも被害が出ており、今後の生育への影響や収穫作業への影響も懸念されることから、関係機関との連携を密にして注視してまいります。

次に、イベントの実施状況についてであります、本年で9回目を迎えました「まるごとかみふらの」ビアガーデンが、銀座通りを会場として7月9日に開催され、多くの皆様に参加いただき、相互の交流や地元の農畜産物に対する理解を深めていただく機会となりました。

また、まるごとかみふらの実行委員会では、新たな試みとして、8月17日に、上富良野中学校の生徒21名が参加し、「ホップを知る旅」と称しまして、地元生産者の御協力をいただきながら、ホップに関する知識や手摘み体験を通じて、町の成り立ちの一端を学ぶ機会が設けられました。

これらは食育の一環としての試みですが、今後のさらなる事業展開に期待するところであります。

次に、7月17日に開催いたしました「第38回2016花と炎の四季彩まつり」では、町内外から約1万5,000人の来場者をお迎えし、ステージイベント、あんどん行列、花火等が予定どおりに行われ、盛会裏に終了することができました。

開催に当たりましては、あんどんの製作を初め、イベントの準備、運営等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、十勝岳山麓を舞台に予定されておりました

8月20日の「第2回十勝岳トレイル・イン・かみふらの・びえい」、28日の「第3回かみふらの十勝岳ヒルクライム」についてであります、8月20日から22日にかけての大雨により、コース状態、参加者及び運営スタッフの安全を総合的に考慮した結果、やむなく中止となりました。参加を心待ちにしていた皆様並びに開催準備に御尽力された運営スタッフの皆さんにとっては大変残念な結果であります、次年度へ向け、参加者の皆様に喜んでいただけるよう一層の充実を目指して取り組まれることを期待しているところであります。

次に、英語指導助手についてであります、本年度、新たな英語指導助手として、アメリカ・ロードアイランド州出身のクリスティン・デルポンテさんが8月3日付で着任され、上富良野小学校に配置したところであります。

デルポンテさんは、平成23年から美瑛町で英語指導助手として勤務した経験を持ち、一日も早く子どもたちや地域に溶け込み、活躍されることを期待しているところであります。

また、昨年8月から着任しているブライアン・ライトさんについては、上富良野中学校に配置がえを行い、現在は2名の指導体制により外国語教育の充実、国際理解教育の推進に努めているところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります、小学生については、上富良野小学校の樫本彪愛さんが、第36回北海道少年少女空手道錬成大会において優勝し、先月、日本武道館で行われた第16回全日本少年少女空手道選手権大会へ出場し、また、上富良野ジュニアバレーボールチームが、第19回日本ヤングバレーボールクラブ優勝大会北海道予選で優勝し、今月24日から大阪府で行われる第19回全国ヤングバレーボールクラブ男女優勝大会に出場することが決定しているところであります。

中学生については、中体連北海道大会において、上富良野中学校陸上部の女子リレーチームが4×100メートルリレーで優勝し、個人では鈴木くるみさんが女子100メートル、女子200メートルで優勝、加藤璃里香さんも女子100メートルにおいて好成績をおさめられたことから、リレーチームと個人がともにそろって先月21日から長野県で行われた全国大会に出場し、その中で、鈴木くるみさんが女子100メートルで3位入賞という輝かしい成績をおさめられました。

高校生については、高体連北海道大会の女子砲丸投げにおいて、本町出身で現在遠軽高校に在籍する山内沙耶佳さん、男子4×100メートルリレーで

旭川大学高校に在籍する平山誠之助さんが好成績をおさめ、7月に岡山県で行われたインターハイに出場を果たしたところでもあります。

このほか、小学生、中学生及び高校生たちが日ごろの練習成果を発揮し、野球、卓球、陸上などそれぞれ全道大会に出場するなど、多くの児童生徒が活躍しているところでもあります。

今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するとともに、優秀な成績を残された皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

次に、青少年国内外交流事業についてであります。国内交流事業においては、7月21日から23日までの日程で、津市安東小学校から8名の児童と校長、引率教員3名の総勢11名が来町いたしました。

この間、上富良野西小学校の児童との交流会、児童宅でのホームステイや町内の視察研修などを行い、安東小学校と上富良野西小学校の友好のきずなをさらに深めたところでもあります。

次に、国際交流事業についてであります。教育長を団長として、7月26日から8月2日までの日程で、中高生13名と引率者の総勢17名によりカムローズ市を訪問するとともに、バンフ、バンクーバーにおいても研修を行い、自然や文化などに触れ、貴重な体験と交流をしてきたところでもあります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月9日現在、件数で15件、事業費総額で1億1,834万4,000円で、本年度累計では23件、事業費総額2億84万5,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成28年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、そ

の結果を御報告いたします。

平成27年度5月分及び平成28年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページ以降に添付してございますので、参考としていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 次に日程第5 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました議員派遣結果報告につきまして、要旨の説明をさせていただきます。

議員派遣結果報告。

平成28年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。平成28年9月13日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、金子益三。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進地調査。

1、調査及び研修の経過。

平成28年7月5日、議員11名で北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加するとともに、翌7月6日、議員9名で胆振管内洞爺湖町議会においてジオパーク認定についての研修を行った。

2、調査の結果。

(1)北海道町村議会議員研修会。

演題といたしまして、立正大学客員教授、新潟経営大学特別客員教授、高野誠鮮氏により、「ひとを動かし、まちを動かす」のテーマで講演をいただき、引き続き、東京新聞・中日新聞論説副主幹の長谷川幸洋氏より、「日本の行方～政局・政治展望」

についての講演を受けた。

(2) 先進地調査。

胆振管内洞爺湖町において、洞爺湖町役場経済部ジオパーク推進課及び洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の方より、ジオパーク認定に向けた取り組み等について、認定後の課題等について、ジオパークエリア決定の考え方等について、認定更新に向けての経過等についての研修を行い、引き続き、ジオサイトの見学を行ってまいりました。

内容につきましては御高覧いただいたものとして省略をさせていただきます。

以上、報告といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、次に、議会広報特別委員長、米沢義英君より御報告をお願い申し上げます。

議会広報特別委員長、米沢義英君。

○議会広報特別委員長(米沢義英君) 議員派遣報告を行います。

平成28年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施しましたので、その結果について報告させていただきます。平成28年9月13日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会広報特別委員長、米沢義英。

件名、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び広報技術研修向上のために行ってまいりました。

調査及び研修の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報紙発行に関する調査研究のため、平成28年8月22日から23日までの間、写真学科を設けている専門学校札幌ビジュアルアーツにおいて写真技術指導を受け、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加してまいりました。

内容等については、概要のみお知らせいたします。

まず、写真技術向上についてであります。カメラ機能については、価格設定の高いカメラ、安いカメラでは、写真を撮る基本的な性能についてはほとんど差がないということでありました。ですから、結果としては、何を撮るかということ、撮る側のあらかじめの構想を明確にすることが大切だということが報告されました。

今、デジタルカメラという形の中で、手ぶれ防止やシャッタースピードなどの機能が搭載されて、撮影の環境に合った写真を撮るということ

ありますから、この機能をよく理解することが大切だということでありました。

次に、議会広報の役割は何かということですが、議会広報は読まれているか、また、議会として住民に伝えたいことが伝えられているかと考えると、必ずしも伝わっているとは言えない現状が見受けられるということで、議会広報というのはそういう意味で、議会が審議して議決した内容を住民にきっちり伝える、そういう大切な役割を担っているのだということが報告されました。

以上、簡単ではございますが、議会広報の技術研修の概要とさせていただきます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長(西村昭教君) 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、中澤良隆君。

○総務産建常任委員長(中澤良隆君) ただいま上程されました報告第3号委員会所管事務調査報告について、朗読により報告といたします。次ページをごらんください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。平成28年9月13日、上富良野町議会議長、西村昭教様。総務産建常任委員長、中澤良隆。

調査事件名、債権管理条例について。

1、調査の経過。

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「債権管理条例について」に決定、平成28年7月28日及び8月12日、9月6日に委員会を開催し、関係職員の詳細な説明を求めながら慎重に審査を行った。その結果を次により報告する。

なお、今回の調査に当たり理事者においては、各種資料の提出や担当職員の派遣に配慮いただいたことに感謝いたします。

2、調査の結果につきましては、(1)債権管理条例制定の目的と位置付けについて、(2)地方自治体における債権管理の現状、(3)債権の種類、(4)債権管理にかかる課題につきましては既に御高覧をいただいたものとし、朗読を省略させていただきます。

(5) まとめ。

本町においては、所管課や管理職による滞納処理対策プロジェクトにより徴収業務に力を注いできたことから、収納率は他の自治体と比べても高水準にあるが、一方、債権所管課が適切に債権を管理・回収するための全庁的な統一基準がないことなどから、債権の管理・回収に差異があることなどの課題も見受けられる。

しかしながら、本町における債権管理の適正化は、町民負担の公平性の確保と財政運営の安定化のため極めて重要であることから、債権管理条例の制定について、総務産建常任委員会としては必要であると判断した。

なお、本委員会としては、町の債権管理と並行して納税者が納税しやすいコンビニエンスストアでの納付やクレジットカードを用いた納付なども前向きに検討されることを期待する。また、真に生活が困窮して滞納している方に対しては、相手に寄り添い親切丁寧に対応されるよう望む。

さらには、豊富な知識、経験を有する税務担当職員の協力を得て、組織全体が一体となって滞納整理に取り組まれることが必要と考える。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました報告第4号平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告につきまして御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、住民に公表するものであります。

以下、平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明申し上げます。報告書の1ページをごらんください。

本報告書は、目的にありますように、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、事務の管理及び執行状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図り、町民への説明責任を果た

すものであります。

点検・評価の内容であります。平成27年度の教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行ったところであります。

また、この点検・評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、本報告書にまとめたものであります。

2ページには評価方法と評価結果、3ページから12ページまでは教育委員会議などの活動状況とその評価を記載しているところであります。13ページから57ページにわたっては、点検・評価の対象とした43事業を達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検評価表にまとめたところであります。58ページから60ページまでが教育行政評価委員の開催とその意見を掲載しているところであります。61ページ以降は参考資料を掲載しているところであります。

以上で、報告第4号平成27年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号平成28年度（平成27年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました報告第5号平成28年度（平成27年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

平成27年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は59.6%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上で、報告第5号平成28年度（平成27年度

決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第9 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、10番高松克年君。

○10番(高松克年君) さきに通告してあります1項目2点についてお伺いします。

7月31日より8月23日までの間に、本町は台風により大きな水害がもたらされました。

町河川の改修整備計画を早急に立てるべきということで質問いたします。

1、町河川の氾濫による農作物被害、土砂の浸入、農地の侵食、建物被害などが見られる状況にある。河川の改修が以前の状況に戻すだけの改修では、地元の住民に理解されるとは思わないが、考えをお伺いしたい。

町河川の改修整備については、計画は立てていないということだが、今後、災害がいつ起こるか知れない中、早急に計画を立てるべきと考えるが、お伺いしたい。

以上、2点であります。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 10番高松議員の町河川の改修整備計画に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の河川の改修方法に関する御質問についてであります。河川災害の復旧については、国の現地査定を受け復旧する公共土木施設災害復旧事業と起債の申請により復旧する単独災害復旧事業とがあり、また、軽微な場合には、町の単独費をもって対応する場合等があります。

公共土木施設災害復旧事業における災害復旧は、被災を受けた箇所のみを原形復旧が原則でありますことから、断面を拡大するなど質的な改良は行えず、質的改良がどうしても必要な場合は、単独災害復旧事業とあわせて川幅を改良したり、河床を下げたり、自然木の伐採などを行っていくこととしておりますが、特に河川改修におきましては、下流から上流へ順次整備を行うことによってその効果が発現され、災害復旧に当たりましては、上下流の状況を

踏まえた中で対応を図っているところであります。

次に、2点目の河川改修整備計画についてであります。普通河川の改修整備につきましては、補助制度もないことから改良計画は持ち合わせておらず、従来から災害復旧時に改修を図ってきたところであります。市町村が管理いたします普通河川の維持・管理経費につきましては、交付税において措置されていることと解されておりまして、町の予算にて対応することとなっている状況であります。

また、議員御質問にありますように、河川の改修に当たっては、整備計画を持って計画的に整備を進めることは望ましいことではあります。これらについては多くの事業費が必要となることから、現在の町の財政規模を考慮いたしますと大変難しいものと判断せざるを得ず、今後におきましても、通常の河川整備費や排水路整備費により、施設損傷箇所の修理と沈砂池の土砂上げ及び自然木の伐採等を行うとともに、災害の未然防止対策といたしまして、適宜土砂上げや河道整備などの対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、主要河川であります道管理河川が整備されることにより、町管理の普通河川への負荷が軽減されることから、北海道へ引き続き要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長(西村昭教君) 再質問。

10番高松克年君。

○10番(高松克年君) 今回の水害以前にも、4年前にも、今よりは規模は小さかったのですが、町河川による農業被害が起きているところがあります。

ことしも砂れきなどにより河床の上昇、これにより被害に遭っているところが見受けられます。その間、今、町長が答弁されましたけれども、町の単独経費をもって改修した経過にあると思いますけれども、その箇所は今回また被害を受けていることがないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 10番高松議員の災害についての御質問にお答えさせていただきますが、平成21年、22年、23年、特にこの3カ年、局地的集中豪雨に見舞われまして、多くのところが土砂が堆積するなど被害は大きくなったわけですが、今回の発生いたしました箇所とこれまでの発生した箇所は、重なるところは何か所かございます。

○議長(西村昭教君) 10番高松克年君。

○10番(高松克年君) 答弁の中で、町が必要性感じていながら、残念だと思えるのは、前回の被害

の中でも改修されていないところがあると。町河川の沿線に住んでいる住民の理解を本当に得られるかどうか、協力を得られなくなるのではと心配するものであります。

住民にとって生活に密着している町河川は、日ごろより、やはり地元の人が見回りをしたりとか草刈り、大きな木を倒すということは無理なところも多々ありますけれども、小立木、川底などについても気は使っているつもりですけれども、今回のような大きな災害になると、それも地元ではとても手につかないというようなことがあります。

町河川の非常事態とか、そういうような事態を回避するためにも、住民との関係、流域に住んでいる住民との関係をどういうふうに持っていったらいいと思っているか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の河川の災害についての御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、冒頭のお答えでもお話しさせていただきましたが、質的改良を伴うような改良は現在のところ大変困難なことから実施しておりませんが、町が独自に対応できるような改善策につきましては、それぞれ地先の皆さん方の御理解をいただきながら、可能な範囲で実は改良を行ってきている状況でございます。ただ、そこで想定いたします対策を超えたような土砂の流入量、そういったものがある場合においては、残念ながら、そこで防ぎ切れていない状況も生まれております。

しかしながら、そういうような経過を踏まえて、同じことを繰り返すことがないような対応策、それはその被害が発生した箇所での対応、これらについては、土砂上げ等が恒常的に起きているようなところにつきましては、例えば重機等の進入がしづらいような箇所につきましては御協力をいただきながら、そういった車両や重機がスムーズに入れるような道をつけさせていただくとか、あるいは一方、土砂が流入してくる場合については、特に、大きく原因が上流にあることが想定されますので、そういったところに対する事前の防御策、特に農地からの土砂流出については、中山間事業を通じて沈砂池等を整備させていただきましたところから大幅に改善されてきたというような実態もございますので、今後におきましても、そういったことを通じて未然防止につながるような方策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） この答弁書の中にも、市町村では地方交付税で対応するものと考えているとありますけれども、町長が言われた改修、小さな改

修ということですがけれども、残念なことに、昨年度の河川の維持ということに使われた金額というのが288万6,000円というふうになっているのですね、報告書ではね。この金額が大きい小さいかというのは、先ほど財政規模の中で我が町としては無理だという話がありましたけれども、先日、議員と町長部局との話し合いの中にもあったとおり、百二、三十万円でも修理費の程度というぐらいの話が出るような状況の中であって、この288万6,000円という金額が、これが先ほども言われたように、21年、22年、23年に多少ながらも被害があったところにも果たしてしっかり及んでいっている数字なのか。これが小さいか大きいのか。

この後また質問しますけれども、今回の被害において、この経緯というか、ここを、言ったらあれだけれども、土砂上げなども十分にしていないためにこのようなことが起きているのではないかというふうなことも思うわけですけれども、その辺についてはどう考えるか、お伺いしたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

河川、道路等を含めまして、町といたしましては、一体的に維持管理を行っておりまして、ただいま議員のほうからお話ございました部分については、特定の箇所というような、私も手元にその内容についての資料を持っておりませんので明確にお答えすることはできませんが、それは多分、特定の場所を指しての事業費かというふうに理解しております。

町といたしましては、通常の維持管理の中において土砂上げ、あるいは雑木整理、そういったことは、予見できますところはあらかじめ対応しているというふうに認識しているところでございまして、先ほども申し上げましたように、特に雨が降るとともにそういう土砂の流入等が恒常的に予見される場所については、通常の維持管理の中で特に注視して管理を行っているところでございますので、改めて、土砂上げを一体的に行うというようなところにはいっていないのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） これも、改修整備なんかもこのぐらいのお金でやっていくとすれば、財政的な負担もそんなに大きくないのかなと思いますけれども、これでは、今の状況の中では、未然に災害というか、水害を防ぐということにはならないのだろうというふうに思います。

また、整備を通年行っていくということになれば

ば、土木事業の関係者にも少しは有効な手だてになるのではないかなというふうにも思います。事故のときだけたくさん出てくれといっても、今の状況で見てもわかるとおり、各業者一つの班ぐらいしか出られないという状況にあり、先に延ばすことによってまた被害が大きくなると。今回もあつた話ですけれども、31日の被害箇所が、また仕事をやっている間に被害に遭ってしまうというようなことも見受けられていますから、それらあたりについても考えていってほしいというふうにも思います。

今回、河川の中でも町河川が道の管理河川につながるようなところでも、実際に改良されていないがゆえに河床が上がり越水して、作物が埋没してしまうというようなことがあつたり、先ほども町長の報告にありましたけれども、農業経済の被害だけでも1億円に及ぶような被害になっている。そういうことから考えても、この河川に対して、町ももう少ししっかりした財政措置をしていくべきだと思うのですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の河川災害についての御質問にお答えさせていただきます。

町として可能な対応といたしまして、既にお答えさせていただいておりますが、災害が発生したときに、その災害復旧に合わせて単独災害、あるいは単費等を組み合わせて、質的改良につながるような、例えば断面を大きくするとか、そういうことはなかなか、上下流の取り合いがございまして、一カ所だけ川幅を広げるとか深くするとかというようなことは現実的でございせんが、例えば、自然の河川であつたものを護岸ブロックを積むような改修、あるいは、かごマットで防護するような、そういった残念ながら事後対応とはなりますけれども、そういうような災害復旧に合わせて最大限の財政措置あるいは財政対応をいたしまして、改修、改良につながるような対応をしているのが現実でございまして、これまで町の町管理河川においてはそういった流れで、徐々にではありますが、改善、改良を重ねてきているということでございまして、財政的な面、あるいは河川の管理範囲の広大さ、そういったことを総合的に考えますと、現在、対症療法的ではございますが、行って改良していくことが今町ができることかなというふうにも理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今回の被害でも、この後出てくることになっているのですけれども、専決処分総額が、被害箇所260カ所、4億8,380万円という町財政に対して、これがどういふ措置を持

つのか。本当にこれがこの町にとって生きた金というか、生きた投資になっていくと考えているかどうかお伺いしたいのと、これを地方債で賄うということになっていきますけれども、これが町財政に及ぼす影響、答弁書の中にもありましたけれども、それだけの町に財政がないと言いながらも、ここに被害額として出さなければならない、そして債権を組まなければならないという実情があるわけですから、もう少し積極的な方法がとれないか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

河川の計画的な整備を想定いたしますと、これは、今回の被害につきましては、専決を含めて約5億円弱の経費をもって災害復旧に当たらせていただいておりますが、町河川におきましては約160キロメートルございます。これらを計画的な整備計画を持つということになりますと、上富良野町にとりましては、少しオーバーな表現になりますが、本当にとても手が届くような数字ということにはならないというふうにも理解しております、そういう中でも、来年度以降着手してまいります、例えば日の出地区の農地防災事業、そういったものの制度を最大限活用する中で、そして、同じ災害が繰り返されないような、そういう仕組みをしていくことが最大限上富良野町ができ得ることかなというふうにも思っている次第でございまして、あわせて、財源等の確保につきましても、いろいろ北海道あるいは国等、要望を申し上げながら、そういった対応も図れるように引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 昨今の天候の状況を見ると、我々が想像し得ないというか、我々が経験し得なかったような状況になっているということも言えると思います。

南富良野であのような大きな災害が起きるといふことは、本当にあの大きなダムを控えている町でありながらという思いもありますから、本当にここでも何が起きるか。これだけ森林地帯というか、一つの大きな山を抱えているということ、そういう点からいうと、土砂の流出とか雨の流出も、速度が速いだけに恐ろしいというか、地域に及ぼす被害も大きくなる。

これがまた昨今の情報というか、報道なんかによると、北海道は今まで少なくとも本州とは違った台風の経路などが見られたけれども、ことしの経路というのは当たり前になるかもしれないよ、そうする

とそこに、水害に対してのインフラが十分にできていないために被害を大きくしているということが指摘されたりしていますから、そういうことも考えると、現在やられているような消極的なやり方、案件が起きてからそれを処理していく、それに金をかけていくということが果たしてどうなのだろうと。平時において、やはり先ほど言ったように、しっかりと河川の改修なりなんなりをやっているところ、また、今、町長が言ったように、日の出の今まで被害に遭っていたところを少しでもということで、国のお金を入れてでもというようなことも含めて、これ、重要なことだというふうに思うのですね。

本当にそういう意味からいうと、事故後の処理というよりは、インフラにもつながっていく先に、被害のないときに、安全なときに行動を起こしていくということも、これはこの町河川に対しての考え方を基本的に見直して、地域住民に安心と安全、地域の財産の保全とともに河川の改修をしていくということが大事なのではないかと思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

自然災害を含めまして、町民の皆さん方の安全、安心を担保していくことは、これは行政の中では優先して取り組むべきことということは私も共有しているところでございます。

しかしながら、特に河川等の改修、改良等につきましては、やはりこれは、まず第一義的には、国や北海道の財源を活用しての対応というようなことを優先させるべき、そして、しかも、その中でもどうしても町単独費をもってでもしっかりと対応に当たらなければならないような危険あるいは災害の発生が見込まれるようなところにつきましては、これはしっかりと対応していくべきことかというふうに思っておりますが、町全体の財政規模あるいは予算の配分等の中で、その災害に対します対応、あるいはその他の予算配分につきましては、どのあたりで折り合いをつけるかということは、常に議会の皆さん方と意見交換をしながら方向づけをさせていただいておりますので、これからは災害対策についてしっかりと取り組むことは申し上げますが、予算の確保等につきましては、皆さん方と慎重に議論を重ねながら、そのあるべき姿を見つけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今の話、わかるのですけれども、被害に遭っている農家とか被害に遭って

る住民の人たちにすれば、本当にそれでいいのかどうかということが問われるのだらうと思うのですね。

例えば、計画はないということでしたけれども、この計画をつくっていくということも必要性を感じるわけです。そこで計画ができてくればというか、つくる過程でも、必ず試算とか、いろいろな計算式が出てくるだろうと思うのですね。例えば、年間1,500万円かけてそういうことをやっていきたいと思いますと仮定したときに、10年間とか20年間とかという年限でしていけば、その地域に投資される金額として、今でいっても1,500万円としても10年間で1億5,000万円ぐらい。農家の人たちが被害に遭っているのが今1億円、1回で。そういうことを考えると、この投資効果というのが生きていかないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、今、ちょっと蛇足になりますけれども、自分たちの住んでいる地域の現状というか、デボツナイ川の上流の二十号川に住んでいるわけですが、その川において、今回物すごい砂れきの流入というか、それがあつたわけです。これ、上流部に抱えているのが町有林、そして、その下にですけれども、町が以前に使っていたごみ捨て場があります。その通路、その沿線で、今回崩落が起きているのですね、河川に対しての。この大きさ、まだ道路が完全にあいているというような状況でないの、皆さんは見えていないのかもしれないのですけれども、この大きさは相当なものです。

それと、そこにせっかく砂防をつくってあるわけですが、それらの砂防がいっぱいになっていて、以前の水害のときにも町にお願いしてきた経過はあるのですけれども、残念ながら、今言われるようなことで財政云々、町には金がないからそこまで金かけられないというようなことだったので、住んでいる者としては非常に大きな不安を抱えていることは事実です。

また、今回、圃場整備なんかで、町長も御承知のとおり、二十号川の上流部をある程度改修して、温水ため池の、水を流すために大きな分水をつくってきているわけですが、今回の中でもその流入が多い。上流部では崩落が起きている。町有林に上がれるような状況ではないという状況だったわけですが、それが全部デボツナイ川へ来るわけですね。デボツナイ川の河床は非常に上がっています。ちょうど23日ですが、帰ったときに二十号川へ行ってみて、ちょうど土現の多分、所長だという話なのですけれども……。

○議長（西村昭教君） 高松議員、例を挙げるのは結構ですけれども、例を挙げると際限がありません

ので、簡潔に質問の趣旨に戻るように。

○10番（高松克年君） わかりました。

それで、下流部でも、デボツナイ川の水の引きが悪いというので、わざわざ見にくるような状況、そういうようなことから考えても、先ほど言われたように、上流部の問題解決には町も大きくやはり努力しなければならない部分があるということをお知らせしておきます。

それと最後になりますけれども、今話題にもなっていることなのですが、戦国時代の昔から、武田信玄が甲府盆地の水害から守ったとする信玄堤、これは徳川家康が関八州を治めるに当たり、利根川を東進させることにもつながったと言われるぐらいの昔から技術として大名が学んだと言われていたのですが、この利根川東進は350年間、昭和3年までかかったと言われるのですね。水を治める者は国を治める、国を治める者は水を治める、このことの故事にやはり学ぶべきだというふうに思います。

町においても、この盆地の、言ったらあれですけども、頭の部分にあるところですから、先ほど言われたように160キロの町河川、これは中富良野から見ても、富良野から見たら地域が広いですから比ではないと思いますけれども、決して小さな数字だというふうには自分も感じてはいませんが、何せ、今、町長の決断でこの町が少しでもやはり安心して安全に暮らせる、そして、大切な地域の財産である農業が守られる、そのようなことを考えるわけですけども、もう一度この河川の改修計画、それをつくるつもりがないかどうか、考えのほど、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の河川に関する災害対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず冒頭、町が管理いたします施設に起因いたします障がい地域にお住まいの方々に対して御迷惑をおかけするような状況につきましては、早急に対応することが必要と考えておまして、これはまた別途調査させていただきたいと思います。

とりわけ河川におきます、降雨等による災害に対しましての考え方について再度お答えさせていただきますが、まず、町が管理いたします町管理河川につきましては、やはり常習的に災害が発生する、あるいは予見されるようなところにおきましては、これは町の単費をもってでも重点的に対応していくことは、それはこれからも引き続き行ってまいりたいと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、200キロ

メートル近くにも及ぶ町の管理いたします河川を計画的に改良していくということは、これは現実的には大変困難なことだというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、やはりその中でも危険が予見されるようなところ、あるいは常習的に災害が起きているようなところについては、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、農地の流亡等におきます農業被害等につきましても、先ほど申し上げましたような中山間事業等を活用いたしまして、まず、みずから土砂の流出等を防げるような手だてを講じていただくと。そして、それらが結果的には下流の土砂の流入を防ぐというようなことで、好循環になりますので、これはいろいろな対策を組み合わせながら、災害が最小限にとどまるようにこれからも努力してまいりたいと思いますし、これは、何度も繰り返しますが、災害対策が、この不備が、住民の皆さん方に不安感をもたらすようなことだけは、これは絶対避けなければならないというようなことだけ申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ぜひ、計画を樹立させられるように我々も協力したいと思いますし、沿線流域のそれぞれ住まいしている人たちも、町長がどういふ答えを出してくれるか期待しているところだとも思いますから、ぜひよろしく配慮のほどお願いしたいと思います。それについて答弁、一言お願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害に対します姿勢は、高松議員と私も思いは同じだというふうに理解をしているところでございます。あわせて、多少なりとも町の管理河川の中でも重要河川については、先ほどから申し上げておりますように、改良等が可能であれば、そういうような、全体計画はなかなか難しいといたしましても、部分的な計画だけでも持てるようなことを目指して、これからも研究を続けてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は35分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番金子益三君の発言を許します。

○6番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2点について、町長及び教育長に質問をさせていただきます。

まず、先ほど町長の行政報告でもありましたが、このたびの7月31日から8月17日、20日、23日、そして31日に北海道を襲いました、たび重なる大型台風の影響により被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げるところでございますとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

また、甚大な被害を受けられました南富良野町においては、我が町からも多くのボランティアの職員がいち早く対応されたこと、また、その他災害復興ボランティアに対応されました全てのボランティアの皆様へ心からの敬意を払うところでございます。

さて、1点目の質問に入らせていただきます。

子育て支援の一環として学校給食費補助制度導入についてお伺いをいたします。

現在、我が町の学校給食運営については、富良野広域連合において、上富良野学校給食センターにおき、小学校3校、児童数567名、中学校1校、生徒307名と、あわせて教職員84名の合計958食を提供している状況でございます。

給食費につきましては、小学校児童1食当たり260円、中学校生徒1食当たり306円となっていて、圏域内においても平均的な金額であり、安価で栄養価の高い、さらに地産地消率もすぐれた学校給食であります。

給食センターそのものの運営につきましては、こちらは富良野広域連合の管轄であることですので、その内容につきましては今回言及はいたしません。上富良野町の人口減少対策の一環といたしまして、学校給食費補助制度の導入を早急に図ることが望ましいと考えます。このことにつきまして、教育長並びに町長に、子育て政策の一環として導入に向けての取り組みがあるかどうかの考えをお伺いさせていただきます。

続きまして、2点目、LPガス式移動電源車の導入についてお伺いをいたします。

先ほど同僚議員からもありましたが、ことしは記憶にも新しい7月から8月にかけて北海道へ次々と巨大な台風が上陸し猛威を振るい、さらには九州熊本のみならず、世界のイタリアにおいても大型地震が発生するなど、まさに地球的規模での天変地異が発生しているところであります。

そこで、災害時においても調達が比較的容易なLPガスを発電燃料に、緊急災害時でもフレキシブルな活躍が期待できるLPガスを発電燃料とした移動電源車の導入が、災害時のみならずさまざまな機会でも有効なツールであると考えます。

最大発電能力についても、100キロワット級のコンテナタイプ、50キロワット級の発電ユニット搭載タイプ、さらには9.8キロワット級の小型タイプがあり、いずれもLPガスを発電燃料としていることから、緊急災害時における調達が容易な点が大きな特徴であります。

現在、上富良野町の公共施設では非常用電源を設置し、避難所機能としての電源確保がなされているところの施設はありますが、活火山十勝岳の麓で大きな災害が発生した災害時の停電時における非常用電源などとして、自走が可能で機動的に活用することができる移動式電源車を備えることが町にとって大切と考えますが、導入についての考えをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の1項目めの学校給食費補助制度の導入に関する御質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法において、食材の購入に要する費用は保護者の負担とすると規定されており、給食費の全額を食材の購入費用、賄い材料費に充てているところであります。そのほか、施設及び設備に要する経費並びに人件費など学校給食の運営に要する経費については、設置者負担となっていることから、教育委員会が負担しているところであります。

また、教育委員会では、給食費の軽減を図るため、定額の助成を実施するとともに、要保護、準要保護児童生徒に対して全額支援を実施しているところであります。

今後におきましても、これまで同様、法に基づき保護者に給食費の負担をいただくことと、町からの定額助成などを引き続き実施してまいりたいと考えております。

御質問の学校給食費補助制度につきましては、現在のところ、導入する考えは持ち合わせておりませんが、子育て支援については行政全体の中で検討すべきものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の2項目めのLPガス式移動電源車の導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

大規模災害などが発生した場合におきまして、電

力の確保は大変重要なことから、移動電源車は発電に必要な全ての道具を搭載した動く発電所として、災害時や停電時などにおいて大変有効なものと理解をしております。

議員御質問にありますLPガスを発電燃料とした移動電源車につきましては、国内のガス大手企業により、平成24年に開発されたものと承知しているところでございます。

町におきましては、現在38カ所の指定避難施設のうち、防災用自家発電設備を有する施設が5カ所、発電機を有する施設が5カ所あり、残りの28カ所は、消防法や建築基準法等に基づく屋内消火栓設備や非常用照明装置を稼働するための発電装置のみの施設や無電力施設もある状況であります。

災害時において避難所での電力確保は重要な要件と捉えており、そのようなことから、移動電源車は必要な場所に移動して発電することが可能であり、また、稼働燃料も多様であることは望ましく、その有益性は理解するものであります。一方、導入費用が極めて高額となることから、一次避難所、二次避難所等それぞれの役割を考慮し、発電機などの導入を進めるなど、安全確保のために有効な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか、再質問。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まず、1点目の給食費についての再質問をさせていただきたいと思えます。

まさに教育長が御答弁いただきました、いわゆる学校給食法、昭和29年に制定されて、この長い期間がありまして、たしか平成21年にやっと改定がされて、国民の、いわゆる児童生徒の食の確保というところから、食育というところが唯一変更になった以外はすべからず児童生徒に安心、安全な食を提供するといったところで、七つの大きな目標の中で進んでいることは承知しているところでございます。

その教育長の御答弁の中にありました、いわゆる賄いの材料分に関しては、こちらは保護者が負担すべきものであり、それら運営に関するところというのは国並びに自治体が負担するところというところが4条、5条の中に明確化されているところでございますが、一方で、5条を読み取る中においては、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発育を図るように努めなければいけないという規定がございます。

これらにのっとった中で、いわゆる上富良野町においては非常に数少ないというふうに伺っておりますが、給食費の未納をやむなくしてしまうという実

情がありますので、やはりこの部分を勘案していただくことが肝要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費の未納にかかわる部分でありますけれども、残念ながら現実に、若干ではありますけれども、うちの町にも未納者が存在している状況にあります。徴収する職員も努力している結果、少額ではありますけれども、その払えない方もいらっしゃるというような状況であります。

給食費の未納の部分でありますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、所得の低い方については、就学の援助という形で給食費については無料化を図っているところであります。そのほかの理由で支払いが若干おくれるというケースがあります。3カ月程度たまりますと職員がそちらのほうに出向く形で、ためないということを基本として対応している結果、それでも、そういう努力をしましても、やはり発生するという状況にあるところでございます。

未納については当然出ないように現場の職員も努力して、理解していただいて、少しでも早く支払っていただくような形で対応を図っていきなというふうにご存じのとおりでございます。給食費が高くて、未納が多く出るという実態ではないということをお聞きいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 滞納の問題については、本当に給食費のみならず、さまざまな分野において職員の皆さんの鋭意な努力については私も理解しているところでありますし、また、今、教育長からありましたとおり、高額な給食を子どもたちが食べて、それが家庭の負担になっているということではないという現状も一方ではわかりますが、一方で、実は平成24年度調査だったと思うのですが、いわゆる貧困世帯という言葉が最近出ておまして、その貧困世帯というのは、実質の所得に対する収支バランスが、いわゆるバランスがとりづらい家庭について貧困という子どもたちの貧困が、実は国として6人に1人の割合で出ているという調査が出ております。

これは、実は貧困世帯も2種類あるという報告がありまして、完全に収入が途絶えてしまう、いわゆる絶対的貧困という家庭と、実は一定程度収入があるにもかかわらず、それらエンゲル係数であったりとか、また、もしくは、その他の部分にかけること

がやむを得ないということで、相対的な貧困世帯ということで、今、国は捉えているところであります。

やはり一番こういったところが問題になっていくのは、こういう隠れ貧困、相対的貧困の家庭というのが我が町にも実は潜在しているところがありまして、何を言わんとしているかという、実はそういうところの世帯というのは、いわゆる必要義務経費、扶助費というのは、これは間違いなく払ってっております。それは滞納なく、いろいろなところを切り詰めた上でもかかるものについて、これはもう義務として支払いをしているわけでありますから、そのいわゆる必要義務経費の中の一部の児童生徒にかかわる部分というところを、これは子育ての一環として、町が少しでも、全額とは申しませんが、一部でもその部分を担ってあげることが、やはり町民にとっても非常に住みやすいまちの一端になることではないかというふうに捉えておりますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の御質問にお答えいたします。

金子議員おっしゃるとおり、今、貧困というのが、6人に1人貧困にあるというふうに国のほうでは報告がされているところであります。

我が町においても、先ほども申し上げましたけれども、就学援助という形で給食費の全額負担をして、本人負担がない形の対応をしているところでございます。

現在、小学校、中学校全体で給食費の助成をしている人は、本年度で90名おります。全体の10.3%、1割を超える状況になっているところであります。

基本的にこれらの、先ほど隠れ貧困というような言葉がありましたけれども、まさしくその実態がなかなかつかみづらいという状況もあるところであります。御本人が生活が苦しいと実感する部分をどういうふうに捉えるかというのが課題になるかと思っておりますけれども、我々、就学援助を申請していただくときには、その本人が苦しいという状況の中で申請書が出されているのだというふうに思っております。結果として、うちのほうは基準がありますので、その基準以上の所得のある方については対象にはならないところでありますけれども、何名か認定できないような状況というのは現実に生まれているところであります。

そういう意味からしまして、そういう部分をその時代に合わせて基準の見直しを図っていく必要性というのは日ごろ感じているところであります。具体

的にどうするという案は持ち合わせておりませんが、都度都度、毎年のようにその基準については見直していかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさに就学援助、もしくは就学支援といった制度の活用が図られまして、そのような形で1割強の児童生徒が恩恵にあずかっているということについては、非常にいいことというか、素晴らしいことだというふうに考えます。

一方で、平成26年の4月に全日本教職員組合、いわゆる全教で全国の市町村の自治体、こちら広域連合を含んだ中のアンケートがとられております。全国の1,032の自治体及び広域連合を含んだところからの回答の中で、給食費の補助、助成というものを設けているかということについては、一部ではありますが、平成26年現在において199の自治体が何らかの助成を行っているということで、一番多いのは、町村がその中でやっているということでした。84の自治体については、児童生徒全員を対象にした一部の補助を行っているというその中であって、全額補助というのは45の自治体があったそうでございます。また、いわゆる多子世帯、第3子を無料にするとかという形のところが40自治体あるというふうになっておりまして、この道内においては、同じ圏域内にあります南富良野町さんが実施していたり、三笠市が児童の全額助成ということを取り行っております。

御承知とは思いますが、南富良野町におきましては、住民税の非課税世帯につきましては100%補助、それから、所得税の額が4万円未満の世帯については75%補助、そして、4万円以上の世帯については50%補助ということで、一応全ての児童生徒についての補助を町独自の事業として行っているところでございます。

給食費につきましても、圏域の中においてほとんど上富良野町との差額はない中でございますが、このような独自の対策をとることによって、町外への世帯の流出などを防ぎ、また、町外から町に住んでいただくような形の政策をとっているところでございますが、この辺、町長のほうとして、いわゆる定住・移住の観点からどのような考えがあるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問がございましたのでお答えさせていただきます。一般論で申し上げます。

子育て支援のツールとしてお述べになっておられ

るのかなというように理解をしているところがございます。

御案内のように、子育て支援策につきましては、それぞれ各自自治体において独自性を出しながら取り組んでいる実態でございます。

その中で、今、議員から御提言ございました学校給食費を通じての子育て支援ということはいかがかという趣旨でございますが、私といたしましては、幾度も機会を捉えて申し上げておりますが、子育て支援全体につきまして総合的に判断する中で、真にその政策が定住対策あるいは子育て支援、あるいは人口減少を食い止めるための方策にどのように効果を期待できるかということを検証した中で組み立てることを常に考えておりまして、給食費を通じての子育て支援策につきましても負担感が、議員も少し触れておられておりましたけれども、保護者の方々が今どのような負担感を感じておられるか、あるいは、残念ながら給食費を完納できておられない世帯について、どういう事情を抱えておられるのか、まさにそこが大事でございますので、そういったことをこれから研究させていただきまして、子育て支援策全体が充実したものになるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ありがとうございます。やはり子育ての全体の中で枠組みを捉えていただきたいと思いますというふうに考えます。

国では平成30年から配偶者控除も廃止するといった中の動きも出ております。ますます共働き世帯の子育て世帯においては、より一層の負担感というものが、負担感ではなく実際の負担、いわゆる100万円ぐらいの所得のあるパートの方については、おおむね7万円程度の大きな控除がなくなってしまうこともありますので、こちらについては、ぜひ早急にこの子育て世帯の、いわゆる共働き、また女性の社会進出の面からも、さまざまな方策を講じていただくことを望みます。

続きまして、2点目のLPガス式電源の車両につきまして質問させていただきます。

同僚議員も先ほど災害について述べられました。記憶に新しいところによりますと、まさに8月31日、南富良野町を襲った大水害につきまして、まさか避難所があのような形になるということは、恐らく自治体も想定していないところだったと思っておりますが、上富良野町においても、一部避難所指定になっているところも、7月31日の降雨においては大きくダメージを受けているところがございます。

やはりこのような、夏場というところであったと

しても、今現在、この現代社会において、非常に電源の確保というものが、ライフラインについて大きな明暗を分けるところだと思います。

先ほど性能、能力については、町長も理解をいただいていたところがございますが、ライフラインを確保するということから、電源車についてどのようにお考えをしているか、もう一度お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の電源車に関する御質問にお答えさせていただきます。

LPガス式の移動電源車につきましては、最初の答えで述べさせていただいておりますように、繰り返しになりますけれども、災害時においていろいろな燃料を用いる中で、電源を確保するということは特に災害時においては重要であろうと。特に、LPガスについては、それぞれのお宅にもほとんど、オール電化のところは別といたしまして、ほとんどLPガスがありますので、それを、例えば燃料ですと、燃料と申しますか、石油系の燃料ですとスタンドまで行かなければ給油できないとかということで非常に即応性が難しくなることから、LPガスはどこのお宅でも手軽にあるというようなことで、特に燃料の確保が広範に利用できる発電機だということと理解をしておりますが、何分にもまだ開発されて日が浅い関係で、何かお聞きしますと発電能力の高いものについては数千万円もするというところで、非常に町として備えることはなかなか至難ではございますが、ただ、災害現場において電源を確保すると、特に避難所においては、これは欠くことができない必需のアイテムでございますので、まだまだ整備されているところは数少ないので、一次避難所、二次避難所も含めて、最低限度電源確保できるようなことはこれからも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさしく町長と考えを共有するところがございます。おっしゃるとおり、燃料の元となっている、いわゆるプロパンガス、LPガスについては、町長も御承知のとおりだと思いますが、あれは個人のものではないのですよね。ですから、町内にあるガス会社と提携を結べば、災害時において自由にガス、自由に使えるという言い方はちょっと語弊がありますけれども、あくまでも、いわゆる家主の許可というものは必要なく使えるという、そこに大きな利便性があるということと、また、もう1点で、既に我が町、防災計画の中において、大規模な避難所ですとか、それから病院や特養ラベンダーハイツについては自家発電機を用意して

いるので、こちらについては安全でございますが、まさに郡部の避難所なのです。特に、北海道は冬期といいたまうか、冬の間、例えばストーブをつけるにしても、これはやはり電源も必要なものもあります。まきストーブということもありますけれども、一般的に全てのものについては、基本的には電源が必要となりますし、また、さまざまな情報を収集する携帯電話、もしくはそういった無線についても、これも必ず電源が必要となってくるところでございますので、もちろんお金の面というのはさまざまなバランスをとっていかなくてははいけません、一例といたしまして、地域づくり交付金の活用を得て、こちらを導入した自治体というのも道内にございます。また、ちょうど1年前、9月11日に鬼怒川が氾濫した際にも、実はこのLPガス式の、いわゆる小型の、9.8キロワットの比較的安価なものについて非常に大きな活用がされて、携帯電話の充電基地になったり、もちろん、くみ上げのための動力、さらにはさまざまな暖をとったり、それから、ほかの動力を動かすためのものにも活用されていることがございます。

いろいろな補助金とか助成金の活用、利活用を図ってでも、町民の生命、財産を守っていくという責務ある立場から、このような便利なものの導入をいち早くお考えになったほうが、私としては住みよいまちづくり、また、防災に強いまちづくりが目指せるのではないかとこのように考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の災害時における電源確保についての御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しの部分もでございますが、金子議員からもお話ございましたように、やはり災害時に電源を確保するということが災害救援につながる要素は大変今多い状態で、むしろ電源なしには生活ができないというような実態もございます。とりわけ、この北海道においては、冬期間、万が一降雪等によって送電線が切断されたり、そういった場合には全く電源がカットされますので、そういうときに備えて、いろいろな電源を確保することを考えておくことはまさしく大事でございます。

そういう中で、今、ガスを燃料としたものについての御提言もございましたが、それらも排除しないで、電源の確保はどうあるべきかということをしつかりと研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 電源の確保については共有しているものだというふうに考えますので、いわゆる先立つものと言ったらおかしいですけども、工面するためにさまざまな手段があるというふうに私も考えます。いろいろな自治体の例も参考にしながら、特に北海道、都市ガスの配置と違って、郡部は非常にエリアが広いので、LPガスの普及率も高いということから、他の都府県に比べますと、ガス式で発電をするというものの普及が比較的高い自治体になっております、北海道自体がですね。ぜひ、それらを、どのような導入方法があつて、恐らく単費だけで購入されたところというのは非常に少ないというふうに思っております。近隣でいうと日高町さんあたりも、そういった交付税を使ったというふうに聞いておりますので、その辺を町長の経験とお知恵を出していきながら、やはりいち早く、さまざまな、このガスにこだわる必要はないとある意味で私も思いますが、いかに困窮な場合においても比較的燃料の調達がしやすいというメリットを生かすところから、こういったものの研究というものも必要だと思いますので、さまざまな方策で、いわゆる財源の手配をしていながら、早急にこちらの導入を図ることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

どのような形でまず電源を確保するかということにつきましては、移動発電車、発電機のようなものを備えておくことは、これは望ましいわけでございますが、まず、町の状況をしっかりと把握した中で、例えば、移動式の携帯型の発電機を多数用意するとか、そういうような現実的な対応の中から、このガス式につきましても、これから恐らく普及する過程においては、小さいものもできますでしょうし、安価にもなってくるでしょうし、我々が手が届くような財源も含めて、手の届くようなところにきたときには、それらも大いに検討する一つの項目というふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、6番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、11番米沢義英君の発言を許します。

○11番（米沢義英君） さきに通告してありました4点についてお伺いいたします。

まず、第1点目は、災害対策についてお伺いいたします。

7月31日、8月17日、21日、23日という形で集中豪雨、台風等が大雨を降らすという状況に

なりました。1時間当たりの降雨量を見ても、前例のない90ミリ、1日平均でも260ミリという異常な雨であったということは報道されております。

また、我が町においては、台風などの被害により、町の河川や農地などに被害が出るという状況があります。特に、日新、清富、日の出、旭野、東中地域においては、収穫を目の前にした芋やメロン、タマネギ、小豆などが流失、あるいは水にかかるというような被害が出ているというのが実態であります。

さらに、清富地区においては、大雨の被害による河川の氾濫により、民家に水や土砂が流れ込むなどの被害出るという異常な事態になっています。

そこで、今後の対応についてお伺いいたします。

一つ目には、農作物や農作業道路等にも被害が出ていますが、具体的な救済対策はどのようにされるのか、お伺いいたします。

二つ目には、日新、清富地区においては、大雨で河川の氾濫が起き、民家に水や土砂の流入等が起き、道路等が削られるなどの被害がたびたび起きております。地域の方に至っては、このようなたびたびの被害というのは人災ではないのかというような嘆き声も出るという状況であり、一時的な対策ではなく恒久的な対策が必要だということを口々にしております。今後、町においては、どのような恒久的な対策をされようとしているのか、お伺いいたします。

三つ目には、道道美沢上富良野線は大事な主要幹線道路であり、地元の農業者も利用している道路であります。復旧の時期等についてお伺いいたします。

二つ目には、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度は、世帯の所得に応じて保険料が減免されるという制度であります。国の制度改革により平成29年度からは低所得者の特例軽減が廃止されるという状況の中で、軽減廃止による影響対象者は、上富良野町においても現時点で1,034人と聞いております。その影響額は、国民年金9割軽減で見た場合で約1万円の新たな負担になるという見通しであり、改正後の影響という状況の中で、多くの加入者のこの軽減世帯が負担を強いられるという状況になることは明らかであります。

また、町は国に対して、こういう状況も踏まえて新たな負担をもたらす改正の中止を要請すべきと考えますが、町長はこの点についてどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

3番目に予約型乗合タクシーについてお伺いいたします。

予約型乗合タクシーの利用がふえているという状況にあります。買い物などの用事で出かけるとき、あらかじめ時間の設定ができることから、大変利用がふえております。

しかし、帰りになると、買い物、通院などで帰りの時間設定ができない場合があり、その都度、タクシーを呼べるように改善してほしいというような声が聞かれます。限られた配車、車対応で大変だと考えますが、住民要求である以上、この改善に向けた対応を今後町としてどのようにされるのか、お伺いいたします。

次に、就学援助について、教育長にお伺いいたします。

就学援助は、教育の無償、また、憲法に定めた26条の教育基本法に基づいて、経済的理由によって就学が困難と見られる児童生徒の保護者に対して支援する制度であります。

近年、国においては、児童生徒の入学準備に必要な支援をするようにという、各自治体に対して早目の就学援助の支給を求める通達も出されております。

この背景には、貧困という状況の中で、あるいは、お金が工面できないという状況の中で、ひどい例においては、小学校に入学するといっても、衣服が買えないという状況の中で入学をためらうという、そういう世帯も国内の中ではあるという状況にもあり、上富良野町においても実態を調査しながらも、早急に支給に向けた対策を講ずるべきだと考えますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの災害対策に関します3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の農業被害対策についてであります。行政報告の中でも触れさせていただきましたように、7月31日の局地的豪雨及び8月の台風による豪雨によって、農地及び農道や用排水施設等の農業施設に大きな被害が発生いたしました。

7月31日の豪雨におきましては、麦類の収穫や防除作業の真っ最中であり、また、バレイショやスイートコーン等の本格的な収穫期を控えていたところから、緊急な対応が必要と判断し、農地及び農業施設の復旧に対して予算額500万円を8月2日に専決処分を行い、被災農業者が行う復旧工事等に対し、その費用の2分の1について、1農業者100万円を限度として助成を行うこと、さらに8月の台風による豪雨では、被害地域が全町に拡大し、取りまとめに一定程度の期間を要することから、まとめ

り次第、予備費から充当し、予算措置を講じることとしております。

一方、冠水や土砂の流入などによる農作物への被害につきましても、麦や大豆、パレイショなど本町の主要作物を中心に、農協の被害調査結果等から想定される被害額は約7,000万円と見込んでおりますが、今後、湿害などによる被害の拡大も予想されますことから、来年の営農への影響を最小限にとどめるためにも、災害支援資金への利子補給を行うなど、必要な対応を関係機関と連携し進めてまいります。

次に、2点目の恒久的な対策についての御質問にお答えいたします。

7月31日における清富地区の時間雨量90ミリ、24時間雨量263ミリは過去に例のない大雨であったことから、雨水とともに土砂や伐採木などが一気に河川へ流れ込み、道路横断管や取り付け管をふさぎ越水し、被害が拡大したものと考えられます。

これらに対し、原形復旧は可能であります。質的改良を伴う恒久的な工事対応につきましては、先ほど高松議員の御質問でもお答えさせていただきましたように、公共土木施設災害復旧事業は原形復旧が基本であることから、断面を拡大するなどの質的改良を行う工事は難しく、単独災害復旧事業とあわせて、でき得るだけの対応を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様の安全を確保することは大変重要であり、災害復旧や予防対策におきましては、町の対応に加え、北海道や国への要望活動もあわせて行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の道道美沢上富良野線の復旧についてであります。旭川建設管理部富良野出張所より、今月16日に全面通行予定と連絡があったところあります。

また、地先の農業関係者につきましては、通行許可書が交付されておきまして、農作業には支障なく通行ができておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの後期高齢者医療の保険料軽減に関する御質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者及び65歳から74歳のうち一定程度の障がいがある方を対象とした医療保険であり、保険料については、平成20年度の制度施行時から国の予算措置に基づく特例措置により軽減策を講じているところであります。

議員御質問の保険料の特例軽減策につきまして

は、平成27年1月13日の社会保障制度改革推進本部におきまして、平成29年度から原則政令本則に基づく軽減策に戻すこと、また、急激に保険料負担がふえる方に対しては激変緩和措置を講じるとされております。

現在、具体的内容については知らされていないところでありますが、当町におきましては、おおむね1,000名の方が特例軽減に該当すると推測しており、また、保険者であります北海道後期高齢者医療広域連合からの情報によりましても同様でありますことから、今後、具体的な内容を把握した中で、必要に応じて、北海道町村会等を通じて意見を述べてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの予約型乗合タクシーに関する御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシーにつきましては、高齢者など交通弱者を対象にした地域公共交通として、平成23年度に一部地域による試行運行からスタートし、現在では登録者も856名となり、通院や買い物のほか、閉じこもり予防なども含め、多くの方々に御利用をいただいております。

当事業は、町内のタクシー運行2事業者に委託し実施しているところでありまして、利用に当たりましては、事前に御予約をいただき、1日8便体制でそれぞれ運行時間に合わせて御利用いただく形態となっており、同一時間に利用を希望される方々が相乗りすることで効率的な運行となっております。

御質問にあります通院や買い物時における帰りの時間に合わせた運行につきましては、お気持ちは十分理解できるところでありますが、地域公共交通としての役割を果たす事業であることなどを踏まえますと、限られた条件と一定のルールの中で、少しでも多くの皆様に有効に御利用いただいている現在の方法を継続していくべきものと考えておりますことから、タクシーと同様の利用形態とすることは考えておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の4項目めの就学援助に関する御質問にお答えいたします。

就学援助制度についてであります。学校教育法におきましては、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されております。

これを受けまして、当町では、要保護児童生徒に対し、修学旅行費、医療費に要する経費について援助しているところであります。準要保護児童生徒に対しましては、学用品費、通学用品費、校外活動

費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費に要する経費について援助しているところであります。

また、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費などの支給につきましては、少しでも早目に支給ができるよう取り進めてきたところであります。

今後におきましても、それぞれの費目について検証、検討を行い、少しでも早い支給ができるよう取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 災害対策についてお伺いいたします。

1点目の、いわゆる農業被害にかかわった救済対策という形で、災害支援資金への利子補給を関係機関と連携して進めるというような話になっておりますが、この点については、具体的にもう話が進められているかというふうに思いますが、例年こういった問題に対しては定義、あるいは国民健康保険の減免制度もうたわれておりますが、この部分について、どういった利子補給を想定しているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の農業被害に対します支援策についての御質問にお答えさせていただきますが、ふらの農協におきまして、農業被害に対します資金需要につきまして既に申し込みが取りまとめられております。集計結果についてはまだ情報をいただいておりますが、それらについて、これはふらの農協が独自に緊急支援として行う融資事業だというふうに伺っておりますので、それらに対して利子補給などをまず行うことが肝要かというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、町もこれに対応した資金対応も当然入った中で対応されるのか、ふらの農協単独ということにはならないというふうに思いますが、この点、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

農協が取りまとめております本融資制度につきましては、オール富良野というような状況でございますが、上富良野の農業者の被災実態等をこれから、農協で取りまとめました推定数字は押さえておりますが、実際にこの資金の取りまとめの中で、どうい

うような農業者の方々からの実態が浮かび上がってくるかということ踏まえて、さらに町独自の資金対応が必要だというような状況と判断する場合には、それらについても考慮してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いずれにしても、資金対応は既に町として対応すべきものでありまして、その農協待ちという動きもありましようけれども、やっぱり原資をきちっと出しながら、負担軽減に努めるということも必要だというふうに思いますが、今、町長の答弁を見ますと、その対応次第では出さないというような動きの話だったのかなというふうに思いますが、この点はどうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

農業者の方々から資金需要が寄せられるかどうかということは、今、農協の調査等を踏まえた中で判断しようというふうに思っておりますが、現在のところ、私どもに寄せられております情報の中では、そういった切迫した状況というふうに判断できるような情報は寄せられていないところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたしますが、切迫した状況があれば出すと、町も対応するというところでよろしいですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、そういった実態があるとすれば、その状況に応じて判断して、適切に判断してまいります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次に伺いたいのは、ここに書かれています、いわゆる農業者の被災、恐らく土砂修復等の費用かというふうに思います。

これで、もう既に修復を独自にされているという実態が見受けられます。当然そういった方々にもこの度合いに応じて費用限度額というのも適用されるのかどうか、これからの方とあわせてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の農業災害に対します御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきました助成措置につきましては、補助施策につきましては、既に対応されたものも該当させているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次に、2点目の恒久対策

についてお伺いいたします。

この日新、清富地区については、町長も御存じのように、たびたび大雨等が降れば被害が出るという状況にあります。現地の方に聞きますと、このようにたびたびということであれば、一時的な手直しではもうどうにもならないと。町は、お金はないからなかなか、この災害復旧で国の補助事業の対象になれば一定部分直せるけれども、単費となるとなかなか、町の河川ということで対応してくれないという切実な声が寄せられています。

私はこのことを考えたときに、町長が言う危険地域、もう既にこういう場所ですよ。いわゆる旧教員住宅も泥だとか水に流されるだとか、避難指定施設であるにもかかわらず、小学校だとか、そういったところが水につかるといった状況になっているわけですよ。そうすると、町長が答弁されたとおりの危険な場所と判断される場所です、ここ。そうすると、そういったところにきちっとした恒久的な財源、予算を組んで、やはり暮らしている人たちの生活を守る、農地を守る、河川の管理をきちっとすることに該当する地域だと私思うのですが、この点、町長はどのような認識でしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の、特に7月31日の局地的な集中豪雨に對しまして発災いたしました清富地区、特にピリカフラヌイ川関連の河川でございますが、それらにつきまして、まず、基本的なところを共有させていただきたいと思いますが、今回の被災、川があふれたということは原因として第1位の原因ではございますが、そういった川を通行しております、特に個人のお宅への出入り口、取りつけ道路、そういったものの中に設置されております横断管だとかそういったものは、基本的にはその御本人が自分の意思によって設置されたものであるということがまず大前提に理解をしなければならぬこととございまして、しかしながら、今、議員からも御質問ございましたように、やはり今後も危険が想定されるというように客観的に私どもも判断している場所については、特に清富地区の今回大きく被害を受けられた方々に対しまして河川、特に横断管の扱い等につきましては、町といたしまして将来を考えますと、不安を除去しなければならぬという観点から、恒久的な改善策を講じることといたしまして、それに向けて今作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確かにいろいろなケース

だとか状況があるのかもしれませんが。しかし、ピリカフラヌイ川の上流部分から、いわゆる美瑛とか南富良野の境界から流れてくる水が横断管を入れて直角に清富小学校のほうに流れ込むような仕組みになっています。その中間には、また幾つかの人たちが使っている水道水がきちっと設置されていて、そういったものなども含めていろいろな障がい物が詰まった、たまっただとかという形になってきております。

いずれにしても、町長がきちっとそういうふうにするのであれば、こういったところは恒久的に、やはり早急に対策を講ずるべきだというふうに思いますし、また、計画中だということでもありますから、どのような計画で進められているのか確認したいと思います。

ここに住んでいる方は、何度も何度も、もう嫌になったというのですよ。これは本当に人災の何物でもないというような、そういう声が、行ったらやっぱり言われるのですよ。畑には水が入る、あのジャンボのところ、ハウスに水が入って、泥が入って、そんなふうになっているということで、本当に何とかしてくれないかというような涙ながらに語ってこられた人もいます。あの一心組合に行く道路もそうなのですが、そういうことを考えたときに、維持管理も含めた恒久対策というのは本当に今必要ですし、町の資料でもおわかりのように260ミリだとか、1時間に90ミリ、場所によっては140ミリだとかという、やっぱり考えられないような大雨が来るという状況でありますから、早急な対策が必要だと思いますので、今後どのようにその計画を持たれているのかということをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもは、特に常習的に水が出てくる、あるいは構造的に十分でないというような箇所につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的なところ、本当にたびたび申し上げて恐縮でございますが、特に今回被災されたお宅等につきましても、御本人によりましてこれでよからうということで設置した施設でございますが、しかし、それは個人として対応するには限度がございますので、この際、またそういう危険が想定される危険度の高いところとございますので、これは公費をもって、具体的に申し上げますと、現在、管渠になっております部分をカルバートによりまして口径を拡大して対応しようというふうに地先の方々の合意に基づいて計画を進めているところでございます。

また、他の箇所につきましても、高松議員のときもお答えさせていただきましたが、緊急性が高い、あるいは常習性がある、危険度が高いというようなところにつきましては、あらかじめ木を伐採するなど、あるいは川底を下げておくなど、そういう対応は通常の維持管理の中でも行っていることを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いろいろな事情はあるにしても、あそこは河川がいわゆる低いという状況もありまして、複合的な要因の中で水害等が起きていますので、まだまだ細かく言えばたくさんあるのですが、大枠でおさめておきたいと思っておりますけれども、本当に地元の人は待っているということです。早急に何とかしてほしいということです。町に予算がないからということで余り強い言葉では言えないけれども、やっぱり根本的に直してほしいということを行っていますので、ぜひその点をしっかり押さえた計画を進めていただきたいというふうに思います。

次にお伺いいたしますのは、後期高齢者医療制度の問題についてお伺いいたします。

これは、後期高齢者というのは、いただいた町の資料でも、33万円からそのぐらいの世帯というのが圧倒的に多いという状況になっております。こちら辺に至っては、国民年金の世帯という状況になっております。

全国平均でも127万円ぐらいではないかというような報告がされておりますし、基礎年金の満額の80万円以下という世帯も多数いるという状況の中で、本当に月々3万円、5万円の生活をせざるを得ないという人たちがこういう後期高齢者医療の中に入っているという方がたくさんいるわけです。

町のほうでちょっと試算していただいたのですが、所得区分で33万円かつ被保険者の全員が所得ゼロで9割軽減の場合、現行、年間4,980円ですが、29年から本則7割軽減という形になった場合に1万4,942円で、年間約1万円の支払いがふえるという状況になってきています。

また、問題なのは、被扶養者、いわゆる扶養されている方が9割減免という形になっておりますが、これが今度改定されれば5割軽減という形の中で、単純に町の資料で均等割4,980円という形で、今度5倍ぐらい、2万4,000円の、1万9,000円の負担が新たに求められるという内容の制度の見直しです。

私が言いたいのは、こういう弱い人に負担を求める国の制度というのは、本当に社会保障制度からいってもいかななものかというふうに私は思いま

す。そういう意味で町長は、こういう実態を御存じなのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の後期高齢者の保険料の軽減策にかかわります御質問にお答えさせていただきます。

議員が今御説明されました事柄につきましては、私も承知しているところでございます。加えまして、高齢者のそういった生活実態をしっかりと踏まえた平成29年度からのそういう移行が、弱者に対する配慮が十分なされた制度移行がされることを私も望んでおりますし、やはりこれ以上生活弱者に対します負担感をふやすことは、私としては避けていただきたいというのが本音でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長、そのようにおっしゃるのでしたら、ここの答弁書の中には、激変緩和措置が講じられるので大丈夫ではないかというようなニュアンス、表現されております。しかし、激変緩和措置というのは、あくまでもその期間の緩和措置だから、元の制度に、いわゆる期間が過ぎれば戻るとというのがこの制度の中身であります。

町長、そのようにおっしゃるのでしたら、やはり激変緩和措置でもだめです。現行の制度をやはり維持する、そういう方向で国に対しても、町長、ここに北海道あるいは町村会だとかを通じて要請したいと言っているのですけれども、そうでしたらやめるべきだと、現行制度を維持すべきだというふうに方向性をきちっと持って対応すべきだというふうに思いますが、町長はこの点、どのようにお考えですか。そういう方向で考えておりますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

激変緩和という措置に対しましては、大いに期待もしているところでございますが、一方、厚労省から示されております考え方につきましては、低所得者に対します軽減策はむしろ拡大するというようなことも一方できちっと書き加えられておりますし、あるいは、年金生活者に対しましては、支給金の給付など、そういったことで、さらに低所得者に対しては、そういった支援を拡充するということとあわせて、本来負担ができるような状況にある方については、激変緩和をもって本則によつての軽減策に戻すというように私は理解しておりますので、過度に負担感が、低所得者に対します、一方的に負担感が高まっていくというような理解はしていないところ

でございますが、いずれにいたしましても、今後、具体的に内容が示されてくると思います。必要に応じては、しっかりと声を出していくことも必要と考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何度も言いますが、町長、そんな甘いものではないです、国が今行おうとしているのは。もう既にされておりますけれども、患者の2割負担という形で、高齢者の医療が、70歳から74歳の1割負担が14年度から新規加入者については2割に引き上げられました。そのうち、今度18年度からは、さらにこの1割負担の人は完全になくそうというような動きがあります。仮に国が、いわゆる特例給付だとか、高齢者に対する、所得の少ない人に対する給付を行ったとしても、埋め合わせができるような、そういうような内容のものではないということなのです、町長。このことをしっかりと捉えて、きっちりと現行の改正、激変緩和措置も含めて、現行の制度をきちっと維持する方向での軽減措置の制度を守るべきだということを僕は再び要求しますが、言うべきだというふうに思いますが、町長、そのようにお考えになりませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほど来からお答えさせていただいておりますように、国から示されております現在の情報によりますと、低所得者あるいは年金生活者に対しましては、むしろ拡充するというようなことも述べられておりますので、そういった実態を私もしっかりと認識した中で、必要な声も上げていく、あるいは必要な意見を述べていくことは当然行っていくことになると思っておりますが、今現在、それを判断するに足りる十分な情報もいただいておりますので、議員がお話のように、今、国が本則に戻すということにだめだというようなことを一方的に申し上げる段階、現在はそういう段階でないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いずれにしましても、そういう方向で間違いなく進むという状況になりますので、何回も言いませんけれども、やはり上富良野町の加入者の現時点で1,034人、56%の方にこういう影響が出るという資料も町のほうからいただいておりますので、そのことを考えた場合に、やっぱり町の実態も含めてきちっと伝えて、こういう実態ですという形で、現行制度維持の方向でぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

次に、予約型乗合タクシーについてお伺いいたします。

確かに車の数だというのが限られるという形になるということはわかります。しかし、予約型乗合タクシーという形で、地域の利便性を高めるという形の発足に当たっての趣旨でありますから、そういうことを考えれば、今後、十分実態も調査しながら、どう対応するのかということ进行调查し、検討する必要があるというふうに思います。もうできませんと言うのではなくて、そこに住民の要求がある以上、それにどう向き合うのかということも行政の役割ですから、理不尽なものはだめかもしれませんよ、けれども、今出てきている要求というのは正当なものですよ。利用する側にとって、お年寄りにとっても、切実な要求だということをぜひ町長考えていただいて、その上で十分実態調査して、今後、調査しながらその対応を図るという考えをぜひ持っていたきたいと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の予約型乗合タクシー事業につきましての御質問にお答えさせていただきます。

議員から御質問にありました、特に帰りの乗車に対する方法の持ち方でございますが、これにつきましては、現在、そういったことを想定した運行形態に移行するというような考えは持ち合わせておりませんが、ただ、利用のしやすさ、そういったことで改善を必要とするような部分につきましては、これはもう不断に改善をしていくことは当然でございますし、何度も申し上げておりますが、公共交通体系の仕組みということは、やはりこれはしっかりと守っていかなければならないということ、特に、かつてのバスの時代から見ますと、ドア・ツー・ドアというような対応もさせていただけるようになりましたし、また、議員の御希望にあります帰りの足の利便性の向上につきましては、タクシー事業者の本来のタクシー業務と全く競合する部分でございますので、これらについては、やはり一定のルールが必要というふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いずれにしても、必要ならば、行政が対応するのはいろいろ方法はあると思いますが、実態を調査して、ぜひ検討していただきたいというふうに考えています。

次に、就学援助についてお伺いいたします。

答弁書の中では、少しでも早い支給ができるように取り進めてまいりたいというだけの表現であります。いつから始めるのかということまでは踏み込んだ答弁にはなっておりませんが、いつから始め

るのかというのを含めた検討というのは内部でもされているのかどうか、この点、まずお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の就学援助についての御質問にお答えしたいと思います。

今後いつから始めるかという部分でありますけれども、次年度から、この新入学児童生徒学用品費については支給時期を早めていきたいというふうに思っております。

具体的には、3月に支給は、入学前に出すということではちょっと不可能ですので、今考えているやり方でありまして、4月までに就学支援の決定を行って、5月中には支給をしたいというふうに検討を進めています。今までは6月中ということで、わずか一月でありますけれども、決定をするのがまずスタートでありまして、それがどうしても4月中かかりますので、その決定をした後に速やかに支給をする形に変更していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） これは、いわゆる貧困対策という形の一環でもありますと同時に、やっぱり子どもの置かれている現況に対する自治体の、あるいは国の支援をもっと強化しようという形の中で生まれてきた制度であります。

16年5月24日の参議院の文教委員会で取り上げられた問題で、いわゆる児童生徒に対する、何人も就学援助が早期に受けられないということを理由にして学校に行かないだとか、そういうことは子どもにとってかわいそうだと。やっぱり誰でもが安心して入学、通学できるような環境を整えるということが、この文教委員会では大きな問題点となりました。私たちは、この点でも大きな世論と国会議員団とも連携しながら取り上げた問題でもあります。

例えば、東京の板橋区では、事前に入学説明会だとか、小中学校の入学のときにプリントや、あるいは申し込み手続きを早目にしてくださいという形の中で、これは入学準備金だけの部分なので、3月に支給するなど、そういう対応も出てきております。

あとは、福岡市では、1月4日から1月末までに申請するよという形で、これも3月中旬ぐらいに口座に振り込まれるような、そういった具体的な対策も盛り込まれて進められているという状況にありますので、上富良野町もぜひこの点、参考にしながら、4月ということで本当に助かる話であります。

ある方に聞きました。やっぱりそういう方も身近

にたくさんいますので、3月ということになると、いろいろとお金がかかる時期で本当に大変だという話です。決して、私たちは手当をもらっているから、それで周りの人にいろいろな形で見られるけれども、私たちの生活というのは本当に口に出せないほどやっぱり大変なのだというような、そういうふうに語ってくれました。そういうことを考えたときに、きちっとやっぱり対応するということが大切だというふうに思いますので、ぜひ改善をしていただくよう、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の就学援助についての御質問にお答えします。

先ほどもお答えしたとおり、若干の改善を早急に図っていくというふうに考えております。

入学する前に支払いができないということも内部検討はいたしました。今までは、国の要保護の補助基準というのが示されるのが非常に遅うございまして、それを待って額が確定した段階で支給をしていました。それが結果として6月以降になってしまいうというようなものでしたけれども、そこは改善、考え方をえよう。毎年その基準額が下がることはないだろうと。概算で払っていて、もし下がるようなことがあれば、2回目、3回目の支給などで調整は可能であろうということで、先ほどお話ししましたように、支給月を5月に対応するというように考えました。

1回目はそういうことで対応させていただいて、以降、いろいろなところで3月に支給する例もあるような話をお聞きしましたので、これからまた、第1弾では5月支給、その後に研究をさせていただきたいと、そんなふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

3番佐川典子君の発言を許します。

○3番（佐川典子君） さきに通告のとおり、上富良野町の災害対策について、町長にお伺いをしま

す。

平成28年8月は、道内だけで5号、6号、7号、11号、9号、10号の6回の台風に襲われるという前代未聞の状況になりました。そのうち台風10号では行方不明者も出ております。猛烈な豪雨による被害はまさに甚大であり、特に被害を受けた近隣の南富良野町の避難所に避難された方々の報道や被害状況を目の当たりにし、私たちが改めて強く防災に対し関心を寄せているところであります。

十勝岳爆発から90年の年だからこそ、改めて災害対策基本法に基づく、災害に対する防災・減災の対策と方針の考えを深めることが求められています。

よって、次の4項目について伺いをしたいと思います。

1、上富良野町において地域防災計画があり、上富良野防災会議においての意見や今後の課題があれば伺いたいと思います。

2、町民の生命、身体だけではなく財産も守らなければなりません。災害時における金融機関との協定はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

3、災害時における物資の面で確保が望まれますが、コンビニエンスストアとの協定をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

4、町の普通河川について、警戒水位の設定はされているのか。また、排水路の土砂除去計画はあるのか。繰り返し起こる災害現場への恒久的な対応について伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の災害対策に関します4点の御質問にお答えさせていただきます。

本年は7月から8月にかけて、さらに9月に入ってから、全道各地で大雨による犠牲者を伴う大災害が頻発しており、沿線におきましても、南富良野町では空知川の堤防が決壊し、中心市街地にも甚大な被害をもたらしており、心を痛めているところであります。本町といたしましても既に支援活動を行っているところでありますが、引き続き必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

当町におきましても、7月31日の集中豪雨以降、たび重なる台風の影響によりまして、道路や河川のほか、農作物にも大きな被害が発生し、現在、その復旧作業に鋭意取り組んでいるところであります。

まず、御質問の1点目、町の防災会議における意見等についてであります。防災会議につきまして

は、私を会長に関係機関など26名で構成しており、最新の動きといたしましては、東日本大震災後に改正されました災害対策基本法を踏まえまして、地域防災計画の見直し作業に伴い開催しております。その中におきましては、近年の気象の変化や、それぞれの公的機関が持つ専門性と町との連携のあり方などについて各専門機関から知見をいただきまして、平成26年3月に防災計画を見直し策定したところであります。

その機会に、現状に即した改正を行いましたことから、地域防災計画や防災会議としての新たな課題は、現時点においては無いものと理解しております。ただ、防災計画とあわせて整備いたしました職員の初動マニュアルにつきましては、さまざまな事案の発生時の対応等を教訓にいたしまして、細かな見直しを図りながら、精度を高めていくことが必要と受けとめているところであります。

次に、2点目の金融機関との防災協定についてであります。現在、町では協定を結んでいる状況にはありません。

金融機関は、総じて、それぞれ地域の中でも頑丈な建物と一定の職員を有していますことから、事例といたしましては、災害時における建物の利活用や職員の支援などについて協定を結んでいるほか、町の緊急な支払いに必要な現金の確保、あるいは義援金受付口座の開設など、災害時における公金事務取扱に関する協定を結んでいる自治体もありますので、今後の研究課題と受けとめさせていただいております。

次に、3点目のコンビニエンスストアとの防災協定についてであります。町が直接協定を結んでいる状況にはございませんが、北海道が既に民間企業等との防災協定を締結しておりまして、この中で、道内のコンビニ5業者を含めて、災害時における帰宅困難者への支援や食料、飲料、生活物資等の供給支援等について協力いただく内容となっております。

本町の防災計画上では、災害時の備蓄として必要な食料や水などの4分の1程度は流通備蓄を活用する計画としておりまして、コンビニエンスストアとの協定につきましては、北海道を通じた対応としてまいりたいと考えておりますことから、町独自としての協定については想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の御質問についてであります。まず、普通河川におきます警戒水位の設定につきましては、北海道が管理する1級河川などでは警戒水位が設定されておりますが、町が管理する普通河川におきましては設定されていません。

次に、排水路における土砂の除去計画についてありますが、これまでも計画的な除去作業は行っておらず、都度、状況に応じて除去を行っているところではありますが、特に、恒常的に土砂が堆積する箇所につきましては、大雨時や災害復旧時の復旧工事の中で、でき得るだけの断面を確保するよう対応している状況であります。しかし、町管理河川については管理範囲が大変広く、多くは対症療法的方法となっている実態でございます。

また、災害復旧に伴う恒久的な対策についてありますが、これまでもお答えさせていただいておりますように、公共土木施設災害復旧事業は原形復旧が基本であることから、質的改良を必要とする恒久的な対応は難しく、単独災害復旧事業とあわせて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 防災会議で26年に改正を図っているので、新たな課題はなかったというふうなお答えをいただきましたけれども、第1章の総則で、減災の考え方を防災の基本方針とするというふうに書いてあります。この減災については、町長はどのようにお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の防災につきます関係の御質問についてお答えさせていただきます。

定義につきましては、今改めて申し上げるまでもございませんが、減災につきましては、考えにつきましては、やはり極力災害の被害に遭わないような手だてを講ずるというふうに解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 課題はないというふうなお答えをいただきましたけれども、概要の中でも、災害の定義の例示に、崖崩れや土石流、地すべりを加えること、そして、特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けることというようなことも書かれておりますけれども、こういったことについては町はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えいたします。

災害に対します基本的な考え等につきましては、国等が示しております基本的な方針と申しましょるか、考え方に沿って、町も防災上のルールを持って

いるところでございます、ただいま御質問にありましたような、当町といたしまして、今それをすぐ課題として整理をしていかなければならないもの、あるいは、今後に備えて、これから防災会議等を通じて検討、研究をしていくべきもの、それらはすみ分けした中で押さえておりますので、ただいま議員から御発言がありましたような権利関係に関します事柄は、今、上富良野町の防災会議の中でのテーマとはなり得ていないという状況でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 防災会議について、意見は出なかったというふうにおっしゃったのですが、防災に関する法律案の概要の中に、町村の居住者から地区防災計画を提案できるように、そういうような窓口を設けることというふうにありますよね。ということは、防災会議に少なくとも出席した方の中から意見が出るような体制をとっていくべきではないかなというふうに思うのですが、何にも意見は出なかったのでしょうか。そこら辺、もう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、26年の改定に当たりましての意見の交換の中では、それぞれの立場から御意見をいただきました。また、住民の皆さん方の声を反映するような場面もございました。それらについては、26年の改定時におきまして整理をさせていただきまして今日を迎えていることから、現在、それ以降におきます課題は提起されていないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） それでしたら、協定締結を促進することというのに、地方公共団体としまして、民間事業者との協定締結を促進することというようなことも明記されていますけれども、これについては、そのときは、町長は皆さんにどのような知見でお話ししたのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、今お話がありましたような個々の課題等につきましては、皆さんで課題としての共有をした経過にございませんので、改めて町の防災会議の中で協議をした経過はないというふうに記憶しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 続きまして、金融機関との協定締結についてに移りたいと思いますけれども、防災会議では課題は見受けられないというふうにお答えいただいていたのですが、金融機関との

協定締結については、お答えの中で、今後の課題であるというふうに感じているというようなお答えをいただきましたけれども、これについていま一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の防災対策一般についての御質問の中で金融機関との提携についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えでも述べさせていただいておりますが、金融機関との協定につきましては、まず、幾つかパターンもごございます。先ほど申し上げましたように、緊急時にいつきの避難所として金融機関を使わせていただくこと、あるいは、職員も一定程度おりますことから、手を貸していただくことなど、あるいは、公的金融機関としての役割を、災害時において即座に住民の皆さん方にお金の対応等をしていただくことなど、そういったことはまず想定されるところでございます。

また、一方では、金融機関同士の連携、協定というものもございまして、それは金融機関同士がそれぞれ被災を受けた地域の金融機関に対して支援をするというような事例もありますことから、今、上富良野町といたしまして、金融機関と直接協定を結ぶというようなことは想定している段階ではございません。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 災害が起きたときに、やはり個人の財産、及び上富良野町としては、町の行政をやる上でやはり金融機関と大事なお約束とか、そういうもの、協定を結んでおかないと、何か有事で資金が急に必要になったときだとか、物資を被災者の人たちに提供する場合においても購入しないといけませんよね。幾ら道と協定を結んでいても、上富良野町の金融機関を優先的にやはり考えていくべきだというふうに私は思います。

物資だけでなく、いろいろな福祉的なものに対応することに関しましても、やっぱり金融機関からの支援がなければ対応をすぐにできないのではないかなというふうに危惧しているわけです。

それで、今回、台風10号におきましては、日銀だとか道の財務局のほうからも、地元、特に南富良野町はそういう指示があったというようなことを聞いております。また、上富良野町の金融機関におきましても、そういう内示がなされたということで、その銀行にもよるとは思うのですけれども、50万円以内ならとか、そういう印鑑をなくされた方がいた場合にも対応するよという指示が出たというのは聞いております。

いろいろな意味において災害がいつ起こるかわか

りませんし、想定外の災害が起きる可能性を考えると、ぜひ金融機関とのそういう提携を、上富良野町は特にぜひとも進めていくべきだ。

私も地域防災のこのマニュアル計画を見せていただいたのですが、ほんの一部でこの厚さなのですよね。本当にこのように厚い、5センチもあるかと思うような書類が、本当に事細かに上富良野町はつくっております。だから、その中に金融機関のも、ぜひ載せていくべきだというふうに思っているのです。

町の住民の方だけではなく行政サイドとして、金融機関は、もし災害が起きたときにどのような対応を今想定しているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の金融機関との提携についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的なことで申し上げますと、どういう災害であろうと、それぞれ国民の財産を、金融財産を保全するということは、これはもう、その町でルールを持ち合わせなくても、国としてそれはしっかりと担保されておりますし、緊急時の、具体的な例を挙げますと、例えば印鑑や通帳がなくてもおろせるのかと、そういうことは、既に国の仕組みとして整っているというふうに理解しているところでございまして、さらに申し上げますと、町が被災したときの公金を用立てるだとか、あるいは資金を確保するとか、そういうことについても、協定がないにもかかわらず、既にそれは整備されているというふうに理解しております。今、もし金融機関との協定を想定するとしたら、冒頭申し上げましたようなマンパワーだとか、あるいは場所としての活用をさせていただくことなどになっていくのかなという想定はするところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 私が思うのは、地域で災害が起きた場合に、全部道だとか国レベルで対応するというのを考えるのではなく、この町独自の対応を考えていくべきではないかなというふうに思っております。特別な融資を受ける体制を確立しておくだとか、やはり地域経済が混乱しないような、そういった考えも今後深めていくべきではないかなというふうに思っております。

また、東北地方におきましても、東日本大震災以降に各県、各市におきまして、町単位でも協定を結んでいるところがふえてきています。それで、私の考えとともに、町としても対応をしていくべきではないかなというふうに思っているのです、もう一度、

その辺、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

幾つか重複するかと思いますが、まず、災害時におきます金融的な支援につきましては、協定があるなしにかかわらず、これは随時、その時点におきまして、たとえ金融機関といたしましても、それぞれ金融機関同士のルールもあるわけでございます。さらには、国によって住民の皆さん方が金銭的に何か不利益をこうむるようなことはないように、しっかりと担保されているというふうに理解しておりますので、再度、重ねて申し上げることになりますが、やはり想定できる金融機関との連携あるいは協定等につきましては、金融機関の建物を活用させていただくとか、あるいは一時保管場所に建物を利用させていただきますとか、人的な支援をお願いするとか、そういう部分は想定できることでありますので、そういうような面での検討、研究は必要なというふうに理解するところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） それでは、一つの団体としての金融機関としての協定を結ぶ可能性はあるということでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

金融機関のみならず、さまざまな民間団体と協定を結ばせていただいている状況にございますが、いずれの場合も先方様から、ぜひ支援をさせていただきたい、協定を結ばせていただきたいというお申し出の中で協定をさせていただいているのが実態でございますが、私どものほうから、あなたと協定したいのですがというような経過はたどっていないことから、もし金融機関のほうからのそういう温かいお申し出があれば、それは協定を結ばせていただくようなことには何ら躊躇うちはございません。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） いろいろな防災対策やいろいろな物の考え方もとどまることではないと思うのですね。いつも進行形でないといけないと思うのですね。

それで、町長は、現時点ではそういった対応をするような考えでいるというのはわかりましたけれども、ぜひ、ほかの町村の動きも見ながら対応を深めていただければというふうに思います。

次に、コンビニエンスストアとの協定ということについても質問しましたので、それについて質問させていただきますが、五つの業者と道が協定を結ん

でいるというふうにおっしゃったのですけれども、これはどことどことということをお答えいただけますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 3番佐川議員の御質問にお答えいたします。

北海道が提携をしております道の民間企業等との防災に関する協定でございますが、その中には、コンビニエンスストアのほか、いろいろな民間事業者と協定を結んでおりますけれども、先ほど町長から答弁させていただきましたように、災害時の帰宅困難時の支援であったり、災害時における食料や飲料、生活物資等の供給支援等にかかわっての業者につきましては、株式会社サークルKサンクス、株式会社セイコーマート、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社北海道ファミリーマート、株式会社ローソンの5事業者でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今お答えいただいたのですけれども、上富良野町にないコンビニエンスストアがございまして、私が言いたいのはそこなのですよね。幾ら協定が道で結ばれているとはいえ、上富良野町は今言われた中にないコンビニエンスストアがございまして。

それで、ぜひ、上富良野町として、支援物資だとかいろいろなものが届く前に、地元にあるコンビニエンスストアを優先的にという形の言葉で協定を結んで、そういうふうな地元のコンビニエンスストアを優先にということを考えていただければというふうに思っているのですけれども、それについての町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の災害時におきます協定に関する御質問にお答えさせていただきます。

コンビニエンスストアとの協定につきましては、ただいま総務課長のほうから御答弁させていただきましたように、北海道においてそれぞれFCの本部と提携をさせていただいておりますが、私といたしましては、特に、コンビニエンスストアにつきましては、もう私が申し上げるまでもなく、最少の在庫ということがどこのお店もまず基本的であろうということからして、物資の供給能力、一つのお店の供給能力というのは、非常に十分でないと思いませんか、本当に今いつとき必要ないといましようか、本当に限られた量しか持ち合わせていないのが一般的であろうというふうに思います。ですから、チェーンを通じて供給していただくようなことが非常に効果的だということで、本部と提携を北海道が

結んでいるという状況でございます。

特に、地元のお店と協定を結んでいなくても、出し惜しみするようなこともないでしょうし、むしろそういった広い協定を結んでおくことのほうが、実際は有効ではないかというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） おっしゃっているのもわかるのですけれども、協定を結んでおかないと、実際に災害が起きたときに、車両の運搬だとか、そういったものを通行許可とか、そういうものもいちいち出さなくてはいけなかったり、いろいろな部分において対応が出来るのではないかということも考えられます。物資が届くというのは、要するにいろいろなところから届くイメージはありますけれども、ぜひ、地元の店舗にある部分だけでも、協定を結んでおけば、被災された方たちを優先に届けていただくという可能性も出てきます。それが道の考えている協定と地元の協定との違いではないかなというふうに私は思っているのです。その辺について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の推論が正しいかどうかは御判断いただきたいと思いますが、一般的に、万が一災害が発生したような場合、あるいは途中補給路は、コンビニの補給路が断たれたような場合、もし被災された地域皆さん方がコンビニにいろいろ物資を求めてこられたときに、実は町と協定をしているから、皆さん方にはお売りするわけにはいきませんというような対応は現実的にはまず無理かというふうに思います。そういうことからいうと、今、上川管内の約250店舗ぐらいのお店と提携をしているというふうに聞いておりますが、そういったチェーンとして協定をしておくことこそが機能を発揮することになるかと思っておりますので、上富良野町の個々のお店も本部というのでしょうか、そういったところとの兼ね合いもありますでしょうし、そういう事例が他にあるかどうかとも勉強しておりませんが、少し現実にはなかなか十分な機能を期待できないのではないかなというふうに危惧もするところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 災害弱者の面からも、地域の見守りも兼ねたという形も含めて、コンビニエンスストアとの協定を結んでいる自治体もふえてきております。やはり地元コンビニということで、本当にまちのお店ですね。そういうところと協定を結んでおくことが、災害が発生したときに、予測し

ないような災害が発生したときに、やっぱり情報の伝達等スマートフォンだとか、いろいろな電池対応だとか、そういうのも考えられますので、そこら辺はやっぱりコンビニと協定を結んでおいて、そこら辺の拡充をします。そういうような考え方で進めていってもらえることが重要ではないかなというふうに思っているのですけれども、それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

コンビニとの協定につきましては、北海道とコンビニチェーンの本部と協定を既に締結させていただいておりまして、その中には物品の提供だけではなくて、例えば一時避難する場所、あるいはトイレを使わせていただく場所、そういったもろもろの機能が含まれております。そういうことで、それぞれ上富良野にありますコンビニエンスストアもそのくくりの中にありますので、私は十分に今北海道が協定しているくくりの中で、我々、地元のお店との中でもそれは機能してまいりますので、そういう思いを共有していくことは必要でしょうから、そういうことには意を用いてまいりたいと思いますが、改めて個々に協定を結ぶということについては、これは少し研究、検討が必要なことというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） まさしくそこが今後の課題だというふうに私は思うのですよね。時代が流れていきますので、ほかの自治体でだんだんふえてきておりますので、町村とコンビニエンスストアとの協定を結んでいるところがふえておりますので、そこら辺も今後課題として考えていただければというふうに思います。

次に、普通河川では警戒水位がないというふうにお答えをいただきました。今後の計画がないということについて、ちょっともう一回伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の河川の警戒水位についての御質問にお答えさせていただきますが、町の管理いたします普通河川につきましては、それぞれの各河川についての警戒水位というのは、特に設定をしていない実態でございますし、これは、考え方としてはごく一般的な考え、全国ですね、町村が管理いたします中小の河川について、よっぽどの事情がない限りは、警戒水位というものの設定している状況にはないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） では、土砂の除去計画もないというお答えをいただいたのですけれども、実は中町とか、ほかにも同僚議員がいろいろな箇所での災害が起きたことについて質問されましたので、重複するので、私はそこら辺は別な方向から申し上げたいと思いますけれども、やはり排水路に土砂がたまって、もう満杯までなっていて、そこから草が生えている場所が何個もあるのですね。中町は一度取っていただきました。その後、住民の方々から、水がたまって春先に水が流れないと。困って何とかという話を聞いておりました。それを除去した後に水がたまったかということ、たまらないのですよ、やはり。水はやっぱり流れるところが排水路ですから、その土砂を除去する、そういう計画を持っていたかかなかったら、次から次とまた災害がふえていくのではないかなというふうに思うのですけれども、この辺については、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の排水路の土砂の除去についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、河川については、午前中の質疑の中で申し上げましたが、計画的な土砂の除去、あるいは改修計画は持っていないところでございますが、排水路につきましましては、水が流れて何ぼの世界ですので、これは極力そういった排水路が土砂によって埋塞していることによって被害が、あるいは御迷惑をおかけするようなことは極力ないように、可能な限りで、また、全部がその状況をつかみ切れないところにつきましましては、それぞれ町内会あるいは住民会等を通じて実態をお聞かせいただきながら、排水路については極力排水詰まりがないように対応させていただいているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 上富良野町の災害が起きたときの対策として、先ほど同僚議員にお答えいただいた中で、復旧させるのだということと、あと応急の対策としての処理はするのだということは伺ったのです。ただ、災害対策基本法には、予防活動をするということも載っているのです、この三つ。予防活動と応急対策活動と復旧活動、災害に対しましての対策とするというふうを書いてあるのですね。

上富良野町の予防に対する対策は、ちょっと私は、午前中の議員さんたちの発言等々、町長からのお答えを伺っておりますけれども、何かそこら辺はちょっと薄いのかなというふうに感じておりました、それについて、予防として、何回も災害が起き

ている場所についての予防策としての考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

予防、応急対策、復旧、それぞれ作業の、あるいは対応の進め方があろうかと思えます。とりわけ予防につきましましては、午前中も申し上げましたように、常態的に、恒常的に被災をされる、あるいは危険が及ぶようなところについては、予防を含めまして雑木の除去、あるいは定期的に、定期的と申しましょうか、災害復旧にあわせて十分な土砂除去だかということ、それは予防も兼ねて行わせていただいているところでございます、なるべく同じところで同じ事象が起きないようにすることは常々心がけながら仕事をさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 旭日川の件なのですけれども、以前にも氾濫というか、地域に住んでいる方が被害をこうむっております。今回もまた避難をされていたり、そういった生活ができないような不安を感じて過ごしていらっしゃいます。隣はパークゴルフ場ですから、当然、パークゴルフ場の水も流れてくるのかもしれませんが、上からももちろん流れてきます。

先ほど同僚議員のお答えの中で、普通河川については、下から計画性をもって上のほうに行くというふうにおっしゃっていました。旭日川の場合は、この間はどのように対応されたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の大雨につきましましては、旭日川につきましましては、もう本当に土砂で満杯になって水が流れないような状態で、水は本当に牧草地を流れているような状況でありました。

復旧に対しましては、即復旧を行いまして、パークゴルフ場の上流部分について土砂上げを即しまして、それとあわせて、下流部の土砂上げも即しまして、したことによってパークゴルフ場の今住民が住んでおられるところの土砂は下流のほうに流れていきましたので、土砂はなくなったというふうになっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 繰り返す災害地の河川につきましまして、その土砂が積もったままの状態であると

いうことは、やはり流れたといってもまだありますよね。そこら辺の計画性をもってやらないと、次から次とまた災害が起きることになると思うのですけれども、この辺の計画を持たないで、では、どうやって町民、住んでいる方の安心を得られるようにするのか、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

町が管理いたします200キロメートル近い普通河川につきましては、それぞれ雨、あるいはそれらによってもたらされる水の流れ方、千差万別でございます。それらを全て予見して対応させていただくということは、これは物理的にも、財政的にも無理な状況でございます。それは御理解いただけることと思います。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、雨が降れば土砂が流入したり、あるいは雑木が流れ込んだりするようなどころについては、ある程度の予見ができますので、そういうところについては、そういうことが起こらないような対応、いろいろ川のかさ上げも含めましてさせていただいております。とりわけ土砂につきましては、どこから流れてくるかということも非常に大きな要因でございますので、そういったことも含めた対応も町といたしましては取り組ませていただいております。いろいろ全てを満たせないのは実態でございます。そういう中で、極力同じことを繰り返さないような対応をとらせていただいておりますので、ぜひ、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、住民の皆さん方に不安を与えるようなことだけは絶対避けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 優先順位というのはやはりあると思うのですよね。川が流れていて、路肩とかいろいろな部分があると思いますけれども、私はやはり人が住んでいる、居住されているところにおきましては、やっぱり優先的にやってもらわないと住民が本当に不安を感じているのですよね。そこら辺の優先度というのは、町長はどういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災対策につきましては、さまざまに雨もありましょうし、風もありましょうし、火山噴火もありま

す。そういったことを総合的に町といたしまして、町ができる可能な限りで優先順位を意識しながら取り組みをさせていただいているというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 上富良野町の自治基本条例が平成20年につくられました。第8章に地域防災というのがございます。第33条に「町は、発生が予測される様々な災害に対する予防活動、緊急対策活動及び復旧活動等、総合的な災害対策に関する計画を作成し、計画に沿った対応を進めます」というふうに書いてあります。と条例に書いてあるのですよね。みずからつくった条例に対して、計画はしないとか、そういうことではなくて、やはり少しでも住んでいる町民のためになる、そういう自治基本条例であってほしいですし、町の対応であってほしいというふうに思っておりますので、ぜひ、その辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員にお答えさせていただきます。

町は、防災計画はしっかりと備えております。それに伴って、個々の災害に対してどういう対応ができるかということで取り組みをしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） やはり地域の防災計画というのは、一つつくったからそれで終わりということではなく、進行形ですし、考えられないところもふえてくるのかもしれませんが。そういった対応も全て進行形で、今後の課題ということを加味しながら、ぜひ進めていただきたいと思います。それについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の防災対策につきましの御質問にお答えさせていただきます。

町は、防災計画に基づきまして、あらゆる災害を想定した中で、町としてどういう対応が、あるいは北海道、国に対してどういうふうに連携をしていけばいいかと常に検証もしておりますし、お答えの中でも述べさせていただきましたように、特にそれに当たって町として職員がどのように対応していくかというマニュアルについては、日々見直しをしていると言っても過言ではないかと思います。そういうことで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時47分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年9月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 荒 生 博 一

署名議員 高 松 克 年

平成28年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成28年9月14日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第 9号 平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 3 議案第10号 平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について
第 4 議案第11号 平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）について）
第 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）について）
第 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）について）
第 8 議案第 4号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）
第 9 議案第 5号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第 6号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第 7号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第12 議案第 8号 平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第13 議案第12号 上富良野町債権管理条例
第14 議案第13号 上富良野町税条例等の一部を改正する条例
第15 議案第14号 財産の取得について
（自治体情報システム強靱性向上整備事業）
第16 議案第15号 教育委員会教育長の任命について
第17 議案第16号 教育委員会委員の任命について
第18 発議案第1号 議員派遣について
第19 発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について
第20 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	石田昭彦君	産業振興課長	辻剛君
保健福祉課長	北川徳幸君	健康づくり担当課長	杉原直美君
町民生活課長	鈴木真弓君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	北越克彦君	教育振興課長	北川和宏君
ラベンダーハイツ所長	大石輝男君	町立病院事務長	山川護君

○議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	岩崎昌治君
----	------	----	-------

主 事 菅 原 千 晶 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第15号教育委員会教育長任命について並びに議案第16号教育委員会委員の任命につきましては、後ほど議案をお配りいたしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出が配付のとおりございました。

最後に、説明員でございますが、教育委員会菅野委員長から欠席という届け出になっております。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 米 沢 義 英 君

12番 中 瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第9号平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第9号平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件に関しまし

て、御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議決をいただくものとなっております。

未処分利益剰余金及び処分の額については、後ほど上程の議案第10号に添付しております平成27年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

議案第9号平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成27年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金6,600万1,363円のうち、3,000万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第10号及び

◎日程第4 議案第11号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について、日程第4 議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、企業会計決算認定の件。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) ただいま上程いただきました議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では、初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成27年度病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

平成27年度上富良野町病院事業報告書。

1、概要。

(1) 総括事項の概要について御説明申し上げます。

上富良野町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく診療体制の充実に努めるとともに、地方公営企業として経済性の発揮を目指し、病院事業を行ってきたところであります。

平成27年度におきましても全国的な医師、薬剤師、看護師不足でしたが、医師については、旭川医科大学第3内科の関連病院として、肝臓や血液腫瘍、内視鏡検査等の専門医の派遣を受けるとともに、富良野協会病院との病病連携により、泌尿器科、循環器内科の専門医の派遣を受けてまいりました。薬剤師につきましては、採用は困難であるため、28年3月に上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例と上富良野町立病院諸手当支給条例の改正により奨学金の増額と薬剤師の初任給調整手当が整備され、薬剤師の募集を進めてまいりました。

また、平成27年度から富良野看護学校1学年の看護基礎等の臨地実習病院として、のべ29日間、144名の看護学生を受け入れて、地域医療の向上のために努めてまいりました。

次に、患者などの利用者数の状況でございますが、一般病床の入院患者は7,340人と過去最低であります。介護療養型老人保健施設の入所者は9,760人と、平成20年12月の開設以来、最高の利用者となり、一般病床と介護療養型老人保健施設の入所者の合計は1万7,100人で、前年対比で505人の減となりました。外来患者数は2万5,796人で、前年対比で959人の減となり、入院患者と入所者、外来患者の合計は4万2,896人で、前年対比で1,464人の減となりました。

次に、収益的収支でございますが、17ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字で御説明申し上げます。

病院事業収益8億3,619万189円、病院事業費用8億6,971万8,800円でありまして、差し引き3,352万8,611円が当年度の純損失

となりました。主な要因としては、一般病床の入院患者数の減により入院収益が減少し、外来患者については長期投薬や内科、泌尿器外来の予約診療による通院回数の減による減収であります。

次に、資本的収支であります。資本的収入と資本的支出は同額の5,501万3,864円でありまして、収入については町からの繰入金、医療機器整備のための防衛省の調整交付金の補助金であります。

支出の内訳は、企業債の償還金と医療機器整備としての検査精度を高めるための多項目自動血球分析装置、生化学分析装置を更新し、病院車や低床電動ベッドなどの更新により、快適な療養環境を提供してまいりました。

以下、3ページ以降の各種財務諸表につきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

御審議賜り、御認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) 続きまして、平成27年度水道事業会計決算報告書について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成27年度決算の概要を申し上げます。

7ページをお開き願います。

本事業は、町民が健康な生活を持續していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、43年を経過いたしました。

当年度の決算状況について、収益的収支において、収入1億6,401万5,878円、支出1億3,236万715円であり、純利益3,165万5,163円で決算することができました。

なお、収益的収支については、11ページ以降の費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので御承知ください。

次に、資本的収支では、収入1,822万3,000円、支出9,166万4,107円で、不足する額7,344万1,107円については、過年度分損益勘定留保資金2,633万5,731円、当年度分損益勘定留保資金4,710万5,376円で補填し、事業の推進を図りました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にあります。受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に

努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

1 ページ、2 ページをお開き願います。

平成27年度上富良野町水道事業会計決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

1、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益1億7,519万7,808円。

支出。第1款水道事業費用1億4,088万7,895円。

2、資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入1,822万3,000円。

支出。第1款資本的支出9,166万4,107円。

さきに概要報告でもお示しましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,344万1,107円については、過年度分損益勘定留保資金2,633万5,731円、当年度分損益勘定留保資金4,710万5,376円で補填しております。

以下、各計算書、業務明細書の説明については、御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして御認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 地方公営企業法第30条第2項の規定により町長から審査に付されました平成27年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成28年6月29日から7月20日までの間で、実日数4日間で審査し、同法第30条第1項の規定に基づき、調整された各決算書等が関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査意見について申し上げます。

病院事業については、入院・外来ともに患者が減少し、依然として厳しい経営環境にあるといえます。

眼科の廃止や再診予約制度の実施、内科外来の投薬期間の延長による通院数の減少等により、患者数は減少している中、大腸ビデオスコープ、解析付心電計、自動化学分析装置等の医療機器更新等を図り、よりよい医療環境の確保に努められている。

しかしながら、依然として医療収益の減少傾向に変わりはなく、これらの状況のもとで収支のバランスのとれた経営ができるよう検討を続けられたい。

介護療養型老人保健施設については、入所者数が増加し、安定した利用状況と収益が示されている。

町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関として、安心・安全な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の安定、改革に向け、一層の努力を望みます。

水道事業については、町内人口の減少や町民の節水意識の向上による節水家電、節水トイレ等の普及など、有収の給水量が減少してきている中で、計画的な漏水対策や老朽管の更新など、維持管理をし、安定した経営と安心・安全な飲料水の供給に心がけていることがうかがえる。

未納者への対応としては台帳による管理を行うなどの改善が図られており、未収金の納付も向上している。引き続き、給水停止の効果的な実施など未収金対策をさらに進めていくことが重要である。

今後とも、健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、低廉で安価で、かつ、安全な飲料水の供給を図られるよう望みます。

なお、13ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、一般会計、特別会計決算認定の件を会計管理者、藤田敏明君の説明を求めます。

○会計管理者（藤田敏明君） ただいま上程いただきました議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、概要を御説明いたします。

今回、決算認定の審査を受けます平成27年度各会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的推進により、景気は緩やかに回復傾向にあり、各種政策効果で景気回復の動きは確かなものとなることが期待されておりました。

しかし、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動や円安による輸入価格の上昇、さらに消費税引き

上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないなど、不安定な経済環境にありました。

こうした中、政府は経済の好循環を確かなものとするため、地方に経済成長の成果が広く行き渡るように地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を取りまとめ、雇用、所得環境の改善がされる中、経済対策や各種政策の効果による景気の回復が見込まれておりました。

一方、地方財政においては、中期財政計画に沿った概算要求方針が閣議決定され、地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するも、その一方で地方交付税については交付ベース前年度予算対比5%減の要求となっており、地方財政は依然として厳しい実態にありました。

当町におきましても、収入につきましては、景気の上向きによる地方税収入の大きな伸び等が見込めない一方、7割強を国や北海道への依存財源で占めており、特に地方交付税においては、平成27年度の概算要求試算額では前年度比5%減という大変厳しい状況にありました。

一方、歳出面では、大型公共施設の町債費が償還完了により一時減少するものの、新たな償還開始による増加が見込まれ、厳しい経済雇用情勢の改善、少子高齢化への対策、近年の大雨に対する対策、上富良野中学校の耐震化、公営住宅整備を初めとする老朽化している公共施設の整備など、さまざまな地域課題の解決に向けた財政支出が求められておりました。

このことから、一般会計の当初予算額は75億3,700万円で、前年度と比べ4億5,100万円が増加しております。

一般会計、特別会計を合わせた当初予算額は108億5,980万3,000円となり、前年度と比べて約5億7,100万円が増加しております。年度中には国の政策が確定するとともに、一億総活躍社会の実現に向けての緊急対策、T P P関連政策大綱実現に向けた施策などの事業化を進められたことにより、当初予算の約1.1倍となる最終予算となったところでございます。

一般会計予算で、最終予算額84億4,383万7,217円となり、全会計の最終予算額は117億6,274万2,217円になったところであります。

平成27年度はラベンダーハイツ事業特別会計を除く六つの会計では黒字決算となりましたが、ラベンダーハイツ事業特別会計は利用者の減少と介護報酬の減額改定などの影響により、赤字決算となりま

した。その赤字額1,884万8,592円につきましては、翌年度である平成28年度の歳入を繰り上げ充用金で補填をしたところであります。

繰越明許費につきましては、一般会計に平成26年度からまち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施、地域住民生活等緊急支援のための交付金などに係る1億816万円が設定されております。

平成28年度に向けて、一般会計は、国の平成27年度補正予算において可決された1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策など4億3,694万9,000円が設定されております。

一般会計の主な決算内容につきまして御説明いたします。

収入済額は81億6,923万1,546円となり、前年度と比べて約6億3,000万円が減少しております。

増加になった主なものは、地方消費税交付金で9,102万円、地方交付税で1,473万円、道支出金で1億3,683万円など、合計で4億2,600万円ほど増加しております。減少した主なものは、町税では町民税と軽自動車税が増加しましたが、固定資産の評価がえにより、固定資産税が4.9%減少し、たばこ税、入湯税も減少し、1,277万円の減、繰入金4億1,687万円、町債5億3,960万円など、合計で10億6,400万円ほど減少しております。

歳出総額は、78億4,967万5,917円となり、前年度と比べて6億5,895万円ほど減少しております。

増加になった主なものは、第一興農橋架けかえ費、町営住宅整備費、上富良野中学校整備費、認定こども園施設整備に対する補助費などであります。積立金は、財政調整基金が減少したものの、公共施設整備基金、農業振興基金が増加しており、昨年と比べて約1億1,000万円が減少しております。

減少になった主なものは、事業が完了した超高速ブロードバンド環境整備費、第20号橋、第21号橋架けかえ工事費、上富良野小学校整備費となっております。

事業ごとの内容につきましては、決算書の事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載していますので、御高覧いただきたいと思っております。

それでは、議案及び平成27年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について概要を御説明いたします。

議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年度各会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

平成27年度の各会計別収支総括表で、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

この表の最下段、合計欄をごらんください。

予算額で117億6,274万2,217円、調定額で118億5,249万271円、収入済額で114億2,968万6,723円、不納欠損額で71万7,511円、収入未済額で4億2,208万6,037円、支出済額で110億8,138万1,128円、差し引き残額で3億4,830万5,595円となったところがございます。

調定額に対する収入済額の割合は、調定対比96.43%、予算額に対する収入済額の割合は、予算対比97.17%、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比94.21%になったところがございます。

次に、D欄、不納欠損額をごらんください。

一般会計は、固定資産税で43万1,400円。国民健康保険特別会計は、一般分医療給付費、一般分後期高齢者支援金分と一般分、介護納付金分で2万700円。簡易水道事業特別会計は、水道使用料で4万8,281円。公共下水道事業特別会計は、下水道使用料で17万6,630円。介護保険特別会計は、介護保険料で4万500円。これら5会計の滞納繰越分の一部の欠損処分を行っております。

次に、E欄、収入未済額をごらんいただきたいと思います。

一般会計は4億1,019万2,451円。その内訳としまして、町税で600万2,863円、住宅使用料で175万3,588円、合計は775万6,451円であります。

繰越明許費分は、国庫分、総務費、民生費、土木費、農林業費、教育費、国庫補助金5目と、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の1億7,018万6,000円、道費分、農業費補助金の4,029万円、基金繰入金の3,900万円、雑入36万円、町債分、農林業、教育、総務3目の1億5,260万円、繰越明許費の合計は、4億243万6,000円となったところであります。

国民健康保険特別会計では、一般分の保険料が8

59万2,885円、公共下水道事業特別会計では、下水道使用料の204万201円、介護保険料特別会計では、介護保険料の126万500円。

簡易水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計と後期高齢者医療特別会計に、収入未済はありませんでした。

なお、別冊、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書の79ページから84ページに各会計収納内訳、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しましたので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、G欄は、各会計の差し引き残額を記載しています。

実質収支額は、各会計決算書の冒頭にあります実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

一般会計には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額となっております。他の会計は、差し引き残額と実質収支額は同額となっております。

この表に記載されている、丸括弧書きは平成26年度から平成27年度へ、角括弧書きは平成27年度から平成28年度への繰越明許費の内数で記載しております。

次に、財産関係について御説明をいたします。

決算書の389ページ、財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

平成27年度中における公有財産の移動について御説明いたします。

1、公有財産。

(1) 土地及び建物。

初めに、土地の移動を御説明いたします。

括弧は行政財産、(イ)普通財産の土地は、行政財産から江幌小学校用地を普通財産に移行した4万3,221平米の増減となりました。

次に、建物の移動を御説明いたします。

(ア)行政財産。公共用財産の建物(木造)は、江幌小学校物置の所管がえをしたことによる減。27.20の減となりました。品目増は、江幌小学校校舎講堂の所管がえ、南町団地の一部解体による減、泉町南団地2号等建設による増で、差し引きで860.05平米の減となりました。

(イ)普通財産の建物(木造)は教員住宅、教員住宅物置の所管がえによる増で、差し引きで27.20平米の増となりました。非木造は、江幌小学校校舎講堂の所管がえによる増で、1,046.54平米の増となりました。全体では、土地が江幌小学校の所管がえによるものの移動で、面積の増減はありません。建物については、186.49平米の増と

なりました。

以上が公有財産の土地及び建物の移動内容であります。

次に、390ページ。

(2)の有価証券、(3)の出資による権利は、前年度と同額で、増減はありません。

次に、391ページをごらん願います。

2、物品は、車両の保有状況を示しております。乗用車1台、軽自動車2台の3台を更新しております。重車両、建設機械の増であります。上富良野小学校のミニショベル購入によるものであります。これにより、車両の保有台数は1台増の76台となったところであります。

なお、別冊、各会計主要施策の成果報告書の14ページ、15ページに公有財産の土地及び建物、物品、車両について記載がされていますので、あわせて後ほどごらんいただきたいと思います。

3、債権は、上富良野高等学校卒業生就学資金貸付金の年度中の減少は1名分、24万円の償還によるものであります。年度末現在高は0円となり、平成27年度末をもって償還金は終了となっております。

次に、392ページ、393ページをごらん願います。

4、基金は、平成27年度末に一般会計及び特別会計、合わせて14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

393ページの表中の右下の合計欄の上段で、平成28年5月31日現在、14基金の合計額で23億3,556万6,197円、下段の平成28年3月31日現在額で20億8,363万6,842円となっております。

北海道備荒資金組合基金の年度中の増加額は、158万6,930円。取り崩し額はあります。年度末現在額は、2億1,952万6,558円であります。

以上が、財産に関する状況でございます。

これをもちまして、平成27年度各会計歳入歳出決算の認定についてに関する概要の説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果及び決算に係る調書は、別冊、平成27年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書に取りまとめて掲載してございますので、審査の参考として御高覧をお願いしたいというふうに思います。

御審議を賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員(米田末範君) 地方自治法第23条第2項及び第241条第5項の規定により、町長から審査に付されました平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類、並びに平成27年度各基金の運用状況について、平成28年7月29日から8月30日までの実日数6日間、平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、また8月30日1日間、基金について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合、並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

また、平成27年度基金運用状況調書、基金現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

自主財源の根幹をなす町税収入は、前年度と比較して1,277万1,937円減少しています。また、一般財源の主要である地方交付税は、前年度比1,473万3,000円の増となっております。

一方で、公共事業等への投資を目的に、国庫支出金は前年度比1,799万2,789円減、これに伴い町債は、前年度比5億3,960万円、27.9%の減と大きく減っています。

各基金の平成28年5月31日出納閉鎖後の現在額は、総額23億3,556万6,197円であり、前年度同期に比べ、9,360万9,088円増加しております。これは公共施設整備基金、農業振興基金の積み増しが主な要因です。

また、財政指標は、実質公債費比率、起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率で改善が見られますが、依然として経営収支比率は84.3%と標準値80%を超え、財政の硬直化が続いており、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

平成27年度、国の一億総活躍社会の実現や景気対策等により公共事業が増加し、決算規模も拡大してきていますが、地方交付税も含めた国から地方への財源配分、調整方法に大きな変動が考えられることから、総合戦略等も含めた国や道の動向と、さらに景気の状態などを見きわめながら、一層の適正、かつ、効率的な財政の運営に努めていただきたい。

未収金、不納金は、前年度と比べ減少しており、収納対策の努力が見受けられます。町税の未収金解消に当たっては、町民全般に対し、税、税外収入が本町の財政基盤の土台となるものであることを十分に周知し、納税意欲の高揚を図りながら、税の収納対策に取り組む必要があります。未収金が不納欠損金へ移行していく根源であることを認識し、未収金、不納欠損金が今後とも減じていくよう対策を図られるとともに、不納欠損処分については法令に準拠するほか、処分の適切な時期を十分に勘案し、処理していただきたいと思っております。

なお、意見書に各種データ等を記載しましたので、参考としていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お語りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号平成27年度上富良野町企業会計決算の認定について、議案第11号平成27年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定については、十分な審議を要すると思われまますので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第5 議案第1号

◎日程第6 議案第2号

◎日程第7 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）について）、

日程第6 議案2号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）について）、日程第7 議案第3号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）について）を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号））及び議案第3号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号））につきまして、専決処分した要旨について御説明を申し上げます。

まず、補正予算（第4号）ですが、本件は、7月31日の集中豪雨により、道路、河川、公共施設等に被害が発生したことから、緊急に対応するため、災害復旧費に2億8,611万7,000円の予算措置を講じ、歳入につきましては、国庫支出金及び町債を財源とし、不足する部分については予備費を充当することで補正予算を調整し、7月31日付で専決処分を行ったところであります。

次に、補正予算（第5号）ですが、本件は7月31日の集中豪雨により、農地及び農業施設等に被害が発生したことから、緊急に対応するため、財源につきましては予備費を充当することで災害復旧費に500万円の予算措置を講ずる補正予算を8月2日付で専決処分を行ったところであります。

次に、補正予算（第6号）ですが、本件は8月17日、20日、23日の相次ぐ台風の影響による大雨により、道路、河川、排水路、公共施設等に被害が発生したことから、緊急に対応するため、災害復旧費に2億1,260万8,000円の予算措置を講じ、歳入につきましては国庫支出金及び町債を財源とし、不足する部分につきましては予備費を充当することで補正予算を調整し、8月23日付で専決処分を行ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに承認をいただくため、本3議案を上程するものであります。

それでは、以下議案の説明につきましては、議決項目の部分について説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承を願います。

まず、議案第1号をごらんください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて

て。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年7月31日、上富良野町長、向山富夫。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,064万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、5,120万円。

21款町債、2億1,320万円。

歳入合計は、2億6,440万円であります。

2、歳出。

12款予備費、2,171万7,000円の減。

13款災害復旧費、2億8,611万7,000円。

歳出合計は、2億6,440万円であります。

第2表、地方債の補正ですが、本流の沢川道路災害復旧工事ほか2件につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業補助を予定しており、合わせて補助災害復旧事業債の発行を3件合計で1,280万円の限度額を設定するとともに、22件の被災箇所への復旧に当たり、単独災害復旧事業債の発行を2億

40万円を限度額として設定するものであります。

次に、議案第2号をごらんください。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年8月2日、上富良野町長、向山富夫。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

12款予備費、500万円の減。

13款災害復旧費、500万円。

歳出合計は、0円であります。

それでは、次に、議案第3号をごらんください。

議案第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年8月23日、上富良野町長、向山富

夫。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,804万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表は、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、1,200万円。

21款町債、1億6,540万円。

歳入合計、1億7,740万円。

2、歳出。

12款予備費、3,520万8,000円の減。

13款災害復旧費、2億1,260万8,000円。

歳出合計は、1億7,740万円であります。

第2表、地方債の補正ですが、コルコニウシベツ川及びピリカフラヌイ川の災害復旧工事につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業補助を予定しており、合わせて補助災害復旧事業債の発行をコルコニウシベツ川で160万円を限度額として新たに設定し、ピリカフラヌイ川では140万円を追加し、限度額を240万円に変更するとともに、110件の被災箇所への復旧に当たり、単独災害復旧事業債の発行を1億6,240万円を追加し、限度額を3億6,280万円に変更するものであります。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）及び議案第3号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

御審議をいただき、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、議案第1号の質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 災害復旧という形の第1号予算が組まれております。

議会としても現場を見るという状況がありましたし、いろいろと見させていただきました。

それで、概略をお伺いいたしますが、今後も既に専決という形の中で取り進められておりますので、一定部分、今後、復旧のめど等がある程度立っている部分と立っていない部分があるかというふうに思いますが、今後、どういう復旧、完成するまで大体どのぐらいの月日がかかるのか、まず伺いたいと思います。

それと、ピリカフラヌイ川にしても、本流の沢にしても、非常にやはり、民家があったりだとか、主要な道路になっていたりとかという形になっております。相当護岸がえぐられる、あるいは道路等も削減されるという状況の中で、非常にダメージとしては大きいというのは事実かというふうに思いますが、それぞれ本流の沢、清富開拓の沢、ピリカフラヌイ川という形で、どのような工事が、例えば、ふとんかごを積むだとか、民家のあるところについてはちょっと高低差を上げるか、あるいは川底を掘り下げるだとか、いろいろあるかというふうに思いますが、また埋まっていた管を太くするだとか、いろいろあるかというふうに思いますが、どのような工事内容になるのか、それぞれお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、10ページの旧教員住宅災害復旧という形の予算が組まれております。これは既にここに住んでおられる方がいるというような話かというふうに思います。ここを復旧するということは、もう一度ここに入居されている方が住むという形になってくる予算なのかなと思います。ここはもう既に地盤が低くて、災害のたびに水が流れて被害を受けるといった形になっております。そういう影響の中で清富公民館や多目的交流センターも被害を受けるといった状況になっております。

今後のあり方として、こういう危険な箇所に住宅を今後設置、あるいはそのままにするということ是非常に問題があるのではないかというふうに考えますので、この点、今後の対処の方法として、住んでいる方に理解を求めながら、すぐにはいかないと思いますが、今後、安全なところに移ってもらうなどの対処の仕方もあるのではないかなというふうに思いますので、この点、今後どのように対処されるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 11番米沢議員の災害復旧についての工程、そして工法等の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本流の沢道路につきましては、本流の沢、清富開拓の沢、ピリカ富良野川につきましては、これから公共災害に向けて査定を今月の末に行う予定になっております。

工法的には、本流の沢道路につきましては、かごマットでの補修、それから清富開拓の沢川につきましても、まず埋没している部分については、土砂の排出、そして土羽の堤防の決壊している部分については、かごマット等を設置する予定にしております。

ピリカ富良野川につきましては、既存にかごマット設置してありますけれども、今回、大雨で崩れておりますので、この部分の再度復旧と、それから、あと護岸等の崩れている部分については、延長してかごマットで復旧する予定をしております。

これからの作業としましては、査定終わりましたから、また入札等行いまして実施しますけれども、2月、3月ぐらいまではかかるというふうに予想してはおります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の清富の旧教員住宅の関係の御質問にお答えをしたいと思っております。

議員の質問にありますように、あそこの旧教員住宅建物4棟建ててございますが、あそこの部分につきましては、ちょうど裏山が崩れる土砂災害警戒危険区域に指定されている地区になってございます。

それから、学校が閉鎖になった以降、今の建物、教員住宅を使える範疇の中で、地域コミュニティー住宅として活用するというで利用しております。今現在も1件の方が入居という状況になっております。平成23年を初め、ことしもあそこで大きな雨であのような状況になったということで、今、入居されている御本人とも、町においては新たに投資をしてあの住宅をさらに直しながら、今後さらに利用していくという基本的な考えは持ち合わせておりませんので、最低限、今壊れました二棟入る車庫、それから物置等もありましたけれども、あれらを解体、撤去する工事、それから今、入居の方も引き続き何とかこの地で、ここでもうしばらく御厄介になりたいというお話でありましたので、最低限、その方の住宅の周り、それから通路になる部分の土砂の除去等は最低限必要になりますので、それらの費用を今回持たせていただきました。御本人とも、

町のほうでは今、旭町の移住準備住宅等であいていて、一、二戸利用できる住宅もありますし、東中のコミュニティー住宅もありますので、そういうことであれば、一時そのような利用方法もあるので考えていただきたいということのお話をさせていただきましたが、御本人、お仕事の関係もありますので、こちらのほうにしばらくまだ御厄介になりたいというお話でありましたので、このような対応をとらせていただきたいというところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今、本流の沢も清富開拓、ピリカフラヌイという形で、従来の、若干工事内容が減災される部分があるのかなというふうに思いますが、しかし根本的に、聞いていますと、災害を防げるような工事内容ではないかというふうに思います。予算等の関係もありますから、自然相手ですから、なかなか読めない部分があるとしても、やはり今回、前回、22年ぐらいでしたか、ありましたし、過去にもありましたので、やはり同じところが掘削されて被害が出るという状況であれば、やはり計画的な工事内容も含めた減災対策をする必要があるのかなというふうに思いますが、この間の一般質問等でも同僚の議員、あるいはいろいろな方々が質問されておりましたが、なかなか財政との関係があつて、なかなかそこまではいかないという状況で、当面のできるところで対処するというような予算のつけ方なのかなというふうに思いますが、この点、今後の対応も含めたこの減災対策につながるような工事計画等があればお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、減災対策ということでもありますけれども、公共災害につきましては、原則、原形復旧ということでございます。ただ、単独災害、それから単独被害を含めてまず川幅を広げる、それから川底をさらえると、河床を下げる、それから河川のラインを道路からできるだけ離すとか、そういう対策は職員、それから業者には指示しておりますので、ただ用地的な部分もありますので無理はできませんので、その辺を地先との調整を行いながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

○11番（米沢義英君） はい。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ質疑を終了いたします。

ます。

討論を省略し、これより議案第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号の質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号専決処分の承認を求めることについて(平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第5号))についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号の質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) この工事請負費で、翁地区の飲料供給施設の災害復旧工事という形で、浄水管等が断絶、あるいは土砂で崩れて流されたというような説明だったかというふうに思います。それで、現場見ますと、やはり非常に埋設してある箇所自体がやっぱり災害に遭うような危険な場所なのかなというふうに思いますし、今後、同じ箇所でもしも復旧するとすれば、そういったものも含めた、やはり対策というのが、被害を受けないような対策も必要なのかというふうに思いますが、現行の道路の中においては、なかなか難しいのかなというふうに思いますが、対応としては、今後どのようにされるのかお伺いしておきたいというふうに思っております。

次に、露天吹上、露天風呂の修繕ということで、あそこすごく狭くて、兩岸が崖になっていて、水がやはり急激に流れるという形になっております。今回、橋があるのですが、その出入り口が掘削されて、もう少しひどい雨、あるいは影響を受ければ、あの橋自体が流されかねないという現場見せていただきましたけれども、状況になっております。やはりそういった根本的な対処の仕方も、今後こういうものも含めて予算がつけられているのかなというふうに思いますが、その点、復旧に当たって、今後どのようにされるのか確認しておきたいというふうに

思います。

○議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) 11番米沢議員の翁飲料水供給施設の災害復旧についての工法、対応についての御質問でございますけれども、まず、場所が本当に狭いところで、本当に工事が難しいところでございます。実際、当初ここに設置したときも相当大変なところではございました。今回、道路等の水が流れて、のり面が崩れたということで、水道管が露出したということになっておりますが、今回の復旧についても同じような形で、場所は同じです。ただ、復旧方法が、まだ北海道の復旧がどういうふうにするかというのが示されておられません。そういうことで、保温カバーをして凍結しないような形、それから排泥弁の設置を行って、常時水を少し流すような形で凍らない方法とかいろいろ工夫しながら、回復させるように考えております。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長(辻 剛君) 11番米沢議員の吹上温泉の風呂の修繕に関する御質問にお答えをさせていただきます。

今回、議員御発言のとおり、橋の両端がかなり洗掘されたという状況にありました。今回、あの橋も整備してから、初めてああいう被害を受けたということで、ただ御心配されている橋脚については、全く機能的には問題ない、無傷だったという状況もありますので、まずはそちらのほうの補強については、今の時点ではちょっと必要と感じていないところではございますが、周りの洗掘につきましては、状況といたしまして、利用者の皆さんからも早い利用をということでございましたので、応急的に、要するに洗掘された橋の両端に砂利を入れた中で、先週の金曜日から御利用いただいている形で、応急ではあります。そういう修繕を図って現場対応を図っているところでございます。

以上です。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号専決処分の承認を求めることについて(平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第6号))についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり承認されました。
暫時休憩といたします。再開時間は、11時といたします。

午前10時15分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案4号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第4号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）に、つきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税が既決予算を上回る額で確定したことにより、あわせて地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことにより、それぞれ所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、町税についてですが、課税客体の確定に伴い、個人町民税及び固定資産税について所要の補正をお願いするものであります。

3点目は、前年度の自立支援給付費及び教育、保育給付に係る精算に伴い、国・道への返還及び追加交付等について、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

4点目は、現在実施している道営経営体基盤整備事業において、東中の4地区における事業量の変更に伴い、それぞれ所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、北海道移住フェア、名古屋、大阪会場への参加及び町民芸術劇場の実施に当たり、いきいきふるさと推進事業助成金の交付決定があったことから、それぞれ所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分につきましては、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

議案第4号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,319万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,123万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをごらんください。

第1表は、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、1,699万1,000円。

9款地方特例交付金、130万9,000円。

10款地方交付税、5,144万6,000円。

12款分担金及び負担金、9万7,000円。

14款国庫支出金、969万1,000円。

15款道支出金、485万9,000円。

17款寄附金、68万4,000円。

20款諸収入、163万円。

21款町債、351万6,000円の減。

歳入合計は、8,319万1,000円です。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費、16万円。

2款総務費、942万4,000円。

3款民生費、413万2,000円。

4款衛生費、587万4,000円。

6款農林業費、2,049万1,000円。

7款商工費、250万円。

9款教育費、246万7,000円。

12款予備費、3,814万3,000円。

歳出合計は、8,319万1,000円でありませぬ。

3ページをごらんください。

第2表は地方債の補正ですが、臨時財政対策債につきまして、発行額が確定したことに伴います限度額を変更するものであります。

以上、議案第4号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由を終わります。

質疑については、午後1時から再開とし、暫時休憩といたします。

午前11時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、提案されました、一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

4番長谷川徳行君。

○4番（長谷川徳行君） 9款教育費の25ページですけれども、教育振興費、学校教育班、上富良野小学校整備、工事請負費、物置改修の120万円についてお伺いいたします。

たしか、これは新設したばかりで、設計どおりされたと思うのです。なぜ改修しなければならないのか、何のために改修しなければならないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 4番長谷川議員の上富良野小学校の物置の改修の御質問であります。当初、設計して建てた後に除雪ローダーの購入が決定いたしました。その中で高さが、去年の12月の補正のときにも格納ができるかできないか確認した上で今後の検討するということでも述べたとおり、今回、導入した機械がこの機種としては一番高さの低い機械ではありましたが、それでも現行の物置の高さとほぼ同じであって、その上に、機械の上には道路の保安基準に規定される黄色いライトをつけなければならないということで、約20センチが必要だと。さらに、タイヤチェーンを履くであるとか、雪の厚さ等を考えると、どうしても最低50センチの高さがさらに必要だということで、機械の高さと物置の高さはほぼ同じですから、50センチは足りないと。それで当然車両は動きますから、段差等での動きで、やはり10センチ、20センチはさらに余裕がないとぶつかるという危険性もありますので、今の現行で修繕をすると、最大で70センチまで上げられるということで、70センチ上げることで格納のための対応を図りたいということがございます。

○議長（西村昭教君） 4番長谷川徳行君。

○4番（長谷川徳行君） 普通、私の地方公共団体も国も家庭も一緒なのですよね。私のうちの車庫が、例えば軽四入っていて、買うときはきちんとそれらを調べて買うと思うのですよ。まさかそこに4トン車を入れるのに、そこを買うわけでないし、そういうことはきちんと初めからわかっていないとだめだと思うのですよね、設計段階から。とってつけたような、私のうちだったらいいですよ、外してやるぞとか。大事なみんなのお金を使うのですから、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 4番長谷川議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、既に設計終わって建て終わった後の購入ということで、建物自体の高さを変更することはその時点で決まっておりましたが、購入する機械について、上富良野小学校の除雪する規模の機種を選定するときに、一番低いものを購入したとしても、開口部とほぼ同じ高さのものであったということで、今回、格納するために高さを変更させていただきたいというものでございます。

○議長（西村昭教君） 4番長谷川徳行君。

○4番（長谷川徳行君） 私の記憶では、あそこは学校の生徒のスキーも入れるような話もちょっと聞いたことあるのですよ、冬のね、物置として。それだったら、そこへそういうものを置いていて、重機を入れたり何かするというのは危険性も伴うと思うのですよ、今の現状で。それだったら、また違うような倉庫を建てるとか、そういう面も考えるべきだと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 4番長谷川議員の他のものが入っているということでの安全性のことでございますが、当然のことながら、スキーの出し入れのときにはその車両を出しておくとか、あと、開口部が1カ所ではなくて、もう1カ所ありますから、スキーの出し入れについてはそちらのほうの開口部から出し入れするというので、当然のことながら、車両の動きと人の動きというのは分けての対応は可能だと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今の点について、お伺いいたします。

これは本来、防災備蓄庫という形の機能を持った倉庫であります。普通でしたら、こういったところにいわゆる除雪ローダーを入れるということはありません。本来でしたら、やはり防災備

蓄機能としての役割をきちんと生かす、これが本来ではないかなというふうに思います。この点どうお考えなのか。

もう一つなのですが、やはり車庫を作りたいということであれば、別に敷地、あるいは別な用地、小学校敷地内、無理であるとするれば、候補地も選んで、そこに保管、あるいは対応するという対策があつてこそ、安全という部分でも生かせるのではないかなというふうに思います。そういった意味では、どんなことであっても、やっぱり本来の機能を生かした、備蓄庫としての役割を生かすべきで、併設したものの使い方というのは、やっぱりだめではないかというふうに考えますので、この点、明確にして答弁願いたいというふうに思います。

それで、今回、補正予算で教育の学校管理費の中で、外国指導助手、タクシー使用料という形で予算が上げられております。これは、タクシーという形で何回そういった費用を盛り込んだのか、そのほかにあればお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、社会教育総務費の中で、放課後健全育成事業という形で、修繕料が載っておりますが、施錠がなかったということで、近年、不審者の侵入等々考えれば、当然、そういった施錠等の管理もしながら管理するというのは非常に大切なことだというふうに思いますので、どんなような改善、施錠が、セキュリティという点でなされるのか、お伺いいたします。

それと、14ページの財産管理で、工事請負費の旧職員住宅解体という形の予算が載っております。これは、4棟8戸という形の予算かというふうに思いますが、今後も普通財産として、例えば、お試し住宅、あるいは移住準備住宅以外、解体する教員住宅というのは、このほかにも、もしも老朽化した場合あるのかどうなのか、この点。

それと、もう1点お伺いしたいのは、この旧職員住宅の中に東日本大震災のときの洗濯機等々が備蓄されていたかというふうに思いますが、それが解体することによって、保管場所等があるのか、別な棟に保管されているのか、ちょっと現状わかりませんので、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

それと、企画費の中で、定住移住促進費という予算が計上されております。近年、2015年度には、北海道フェアという形で東京、大阪方面へ6名の方が行かれたかというふうに思っておりますが、今回、どちらのほうに移住フェアという形の中で行かれるのか、その何人か、その予算の積算の根拠となるものはどういったものか、どういう宣伝される

のか、お伺いしておきたいと思います。

お試し暮らし住宅の修繕という形で、いろいろとボイラーの修繕費が計上されているかというふうに思いますが、今後、こういったお試し住宅自体が老朽化してきているというような実情が見受けられます。そうしますと、もう既にそのレベルでいいというのであればそういう形で、現状のままで補修しながらいくのかもしれませんが、いずれにしてもかなり施設も古くなってきていますので、今後のこのお試し住宅のあり方等について、もう既に検討されているのかなというふうに思いますが、この点、今後、この施設の建物の維持管理についてどういう対応されようとしているのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

また、19ページのクリーンセンターのB系経路の予算が当初年度で予算化されましたが、老朽化してきたりとかして、今回A経路という形になっておりますが、今後、この補修等が終わってどういう補修がされるのか、この点。それと同時にこれからまた施設そのものが大分年数も経年してきておりますので、当面、早急に手直ししなければならない部分だとか、そういうものがあるのかどうなのかも含めてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 11番米沢議員の6点のうちの最初の4項目について、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の上富良野小学校の物置の関係であります。防災倉庫としての整備したところでございますが、それにつきましては、1階部分が上富良野小学校の物置、2階部分が防災備蓄庫として整備したところでありまして、その部分については、利用方法については区分がされているところであります。また、現状として、1階部分につきましては、今、上富良野小学校の除雪機等もその1階部分に格納させていただいているところでございます。

それと、2点目のその場所を使うのではなくて、他の場所に建設して格納庫をつくるべきではないかという御意見だったと思いますが、それにつきましても内部で検討はさせていただきました。それぞれ物置の横の空きスペース等もございますので、あそこを利用しての建設等も検討はさせていただきましたが、建設費用、それから今、計画している改修費用と比較しまして、予算的に少ない予算で格納することが可能であるということで、そちらのほうを選択させていただきまして、置くスペースにつきましてもそれで確保できるということで考えているところであります。

次に、3点目のALTにかかわりますタクシー代

でございますが、これにつきましては、新しく着任した方は上富良野小学校に配置しているところがございますが、小学校のほうの指導をしていただくということで、それぞれ東中小学校と上富良野西小学校に週2回上富良野小学校以外のところに行くこととなります。上富良野小学校から移動だとか、それから学校間の移動等でありまして、回数として57日の分を計上させていただいているところでございます。なお、公用車等があいているときには、車の運転もできますので、公用車の利用等もしながら必要最小限の実行はしたいと思っておりますが、それぞれこちらのほうの業務もありますので、現在、最低限必要な57回ということで、予算を計上させていただいているところでございます。

次に、上富良野小学校の放課後クラブにかかわります玄関の施錠にかかわります修繕費でございますが、現在、放課後クラブにつきましては、上富良野小学校の多目的ホールを利用して実施しているところであります。玄関につきましては、正面玄関の自動玄関の一部を解放して使っているところでありますが、迎えに来る段階になりましてから施錠の管理が、迎えに来るたびの対応がなかなか困難であることから、解放したままの状態になっているのも現実でありまして、やはり学校の危機管理上、好ましくないということで、インターホンで応答することによって、電子錠の開閉をできるようにするというところで、子どもたちの安全確保を図りたいということで、修繕費を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の旧教員住宅の解体、それから、移住定住等にかかわるそれぞれの御質問にお答えしたいと思います。

旭町の旧教員住宅として利用し、その後普通財産に移行し、現在、移住準備住宅、それからお試し暮らし住宅等に利活用している住宅のうち、先般御説明しましたように、3棟の建物で大きな屋根の損傷があるというようなことと、あと1棟については、大きく床が落ちているようなことから、これを大きな経費をかけて修繕をし、利活用するにはかなり大きな予算を伴うというようなことから、ちょうど4棟まとまった部分がありましたので、こちらの4棟につきましては取り壊しをし、今後のこの地域の、この一帯の利活用の考え方をまとめていきたいというふうに考えているところであります。

当面、お試し暮らし住宅につきましては、新たに教育財産から普通財産に移行した1棟を新たに今年度、この後、利活用していくような形で準備をして

いるところであります。

それから、御質問にありました東日本大震災の折に、ストーブであるとか、そういった電気製品、ひとつおとり5軒分を用意して、今現在、そのものをお試し暮らし住宅の中で利活用するような形で予定をしています。今現在、お試し暮らし住宅につきましては、1棟2戸を利用しておりますので、ストーブ等につきましては、3戸分が予備とございますが、残っている状況にあります。こちらを今、1棟2戸新たにお試し暮らし住宅をこの秋から運用しようと思っておりますので、そちらのほうに利用しようと思っております。今現在、それらを保管している場所も、今回取り壊しをする予定の一部屋に一部置いてありましたので、そちらにつきましては、移住準備住宅側でかなり古くなって、その後利用するには少し忍びないお部屋がありますので、そちらのほうを今後物置という形で利活用していきたいというふうに思っています。

あわせて今回取り壊しを予定していた1戸の中のボイラーについては、移住準備住宅の側でボイラーが一つ傷んでおりまして、それを修繕をしなければならぬボイラーがあったわけですけれども、今回取り壊す予定のお試し暮らし住宅で先般まで先生が入っていたお部屋の部分のボイラーをそちらのほうに移設することで、移住準備住宅のほうのボイラーも一つ対応できるのかなという、そんな予定をしているところであります。

あわせて、今回解体を予定しているところにつきましては、周りに移住準備住宅、それからお試し暮らし住宅、それから教員住宅には先生方住んでいらっしゃると思いますので、一定程度、ガードフェンス等をした中で工事を進めなければならないというようなことで、解体とあわせてそういった周りの環境にも配慮した形で工事を進めたいというふうに考えております。

それから、定住移住にかかわりますフェアへの参加の予定ということでありましたけれども、東京、それから名古屋、大阪につきましても、移住定住促進協議会から委員さんを1名お願いしたいということで考えております。あと、それから職員については、それぞれ2名体制で3名でそれぞれのブースを運営していきたいということで予算をお願いしているところであります。

それから、議員御発言ありましたように、お試し暮らし住宅、移住準備住宅につきましても、旧教員住宅を利活用してございますので、かなり古い建物になっておりまして、今後、どの程度、小さな修繕等は今後も進めながら利活用していきたいというふうに思いますけれども、大きな費用をかけるような

曉になれば、そういった利用の仕方をどういう形にしていけるのかということについては、今後の課題というふうに受けとめておりますけれども、内部の中では一定程度の期間は今の施設を少しずつ修繕をしながら利用できるものというふうには思っておりますが、民間施設の活用ですとか、お試し暮らし住宅も昨年からスタートして、かなり好評な、好評といいますか、問い合わせも多い状況でありますので、そういうニーズが高いということであれば、民間の施設を利用するなり、そういうことも今後検討していかなければならない課題かなというふうに受けとめているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員のクリーンセンター修繕にかかわる御質問にお答えいたします。

本補正予算は、議員御発言のとおり、A系の今回6月の整備点検におきまして、A系集塵機の上部室における天板の腐食が発見したことにより修繕を行うものでございます。上部室における内部に耐熱の塗料、並びに金属のパテなどを施す工事を予定しております。なお、今回この腐食の発生におきましては、現在取りつけておりますホッパーヒーター2基にプラス2基を増設し、安定した温度管理を施工することから工事費を補正予算ということで修繕を見込んでいただいております。

今後のクリーンセンターの修繕についてでございますが、長寿命化計画に基づき、修繕計画については各年度ごとにおいて計画をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 初めに、同じく25ページの教育費のところの物置に係るところで、同僚議員からもいろいろ質問がありまして、1階が学校の物置ということと、2階が防災倉庫ということで理解はいたしますが、本来やはり防災のものが上においてあるということで、このような大きなショベルローダーを置いて、まず緊急の場合に万が一それがずらせないような状況になった場合とかというのは想定しないのかということで、できれば同僚議員も言っているように、そういったローダーのような大きなものは別の倉庫につくることが望ましいのではないかとということが1点目と、もう一つ、やはりエンジンを使うものですから、当然、冬場の間、エンジンをかけてすぐ稼働はできないというもので、暖

機運転等々を必要することになると思うのですけれども、当然シャッターを開けて換気はするにしても、それが2階の防災のものに対する影響というものは考えなかったかを質問したいということと、もう一つ、わからないので教えてほしいのですけれども、先ほどの旧教員住宅を解体した後の、跡地利用とかということは特に今、考えはないのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 6番金子議員の最初の上富良野小学校の物置に関する質問にお答えしたいと思います。

まず、エンジンのあるものですから、暖機とかということで、そのことを検討しなかったかということでありますが、今、現に入っている除雪機についても当然エンジンのもので、乗用型ではなくて、歩行型というか、後ろについて操作するものでございますが、それについてもエンジンのあるもので運行しているところでありまして、通常、暖機というか、エンジンをかけてから出して暖機するのであれば、そのような上にあるもの、備蓄に対する影響を考慮するのであれば、外に出してから暖機することも考慮できますし、そんなこともできるということで、先ほども答弁した繰り返しになりますけれども、新たに建てて格納することよりも、現にある施設の改修することで格納する方法をとったほうが、経費的に少額の金で対応できるということでの計画を立てさせていただいたところでございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） 6番金子議員の質問でちょっと答弁漏れがありまして、申しわけありません。

動かなくなったときということですが、そのことについては先ほども言ったとおり、今も現有2台というか、これまで2台の除雪機もありまして、そのこともありますし、開口部が先ほども言ったとおり、そこだけではなくて、本当に緊急のときにはまだほかにも開口部ありますので、そこも利用できますので、どちらかという外からの搬入が一番しやすい場所についておりますので、緊急対応についてはそちらのほうが多く使われるということで判断しておりますので、そのときそのときの、物の置いてある場所の判断で変わることもあるかもしれませんが、基本的にはそのものが動かなくなったからといって、上のほうの物資の搬入に支障を来すということではなく対応できると判断するところでございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 6番金子議員の御質問にお答えいたします。

解体を予定しています旧旭町の住宅の跡地の利用でございますが、あのエリア一帯の考え方につきましては、今後、内部でもいろいろと検討していく課題というふうにと受けておめています。当面は一定程度の広場といいますか、スペースになりますので、夏のイベント時の臨時的駐車場など、そのような形で一定程度はそういう活用が可能なのかなということと考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 先ほどの倉庫の話なのですが、課長はそのように、当然1個のドアではないから、そういったものに対しては大丈夫だよということは、私もある程度、一定程度理解します。当然一つの出入り口だけではない。ただ、今入っている除雪機と今度のローダーとは、当然排気量も違えば出す煤塵も違うので、それが何らかの影響がゼロではないというふうに、私、ちょっと素人考えでは考えてしまうのですけれども、そういった観点から、やはり防災の資機材庫として兼ねて同じ建物の中にあるのであれば、今後、例えば非常食であったりとか、そういった人の口に入るものもあるとすれば、本来であれば、分けたほうが望ましいのではないかなというふうに私は判断するところでございます。

それと、暖機運転、外に出してすればいいのではないかということ、基本的に中のオイルが暖まるまで動かすと非常に痛みも早いですし、できれば潤沢にフルードが暖まるまでというのは、静止状態で暖機をするほうが機械にとっていいというふうに私は考えますけれども、その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思うのと、夏場のいろいろなイベント等々に駐車場であったりとか、広場として一定程度利用できるということは非常に望ましいと思うのですけれども、ある程度整地して、人なり車両が入れるような状態まで解体になったらするというところで確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 6番金子議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

確かに暖機運転につきましては、最低限しなければならぬということも理解できますし、全く影響がないということも言い切れないとは思いますが、現状の中でもそうやって使用させていただいているところもありまして、判断させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 金子議員の御質問にお

答えいたします。

周りも住宅、先生方も、あと移住準備住宅で暮らしている方もいらっしゃると思いますので、周りは中心市街地の住宅街ということもありますので、一定程度の整地はする予定で考えているところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

ただいま審議をいただきました、平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）において議論がありました上富良野小学校整備事業の防災資機材庫について、本案は補正理由として特に緊急性が感じられず、また開始しようとする防災資機材庫については、設置当初における目的が明確になされているにもかかわらず、改修により車庫としての機能を合わせ持たせることは、当初の目的から外れることではないかとの疑問もあります。

したがって、補正予算の提案理由がなされたタイヤショベルを格納するための施設整備については、その必要性は十分理解するものであることから、施設の規模及び設置する場所など、再考されることを付帯意見をつけて原案を採決したいと思えます。

本件は、付帯意見をつけて、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 賛成多数であります。

よって、本件は、付帯意見をつけて、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第5号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第5号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税を減額とし、国庫及び道費の財政調整交付金及び療養給付費交付金について増額を補正するものです。

歳出につきましては、被保険者の所得修正申告に伴う還付金について、所要の補正をするものであり、その財源につきましては、予備費を充当するも

のであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款国民健康保険税、924万1,000円の減。

2 款国庫支出金、449万5,000円。

3 款療養給付費交付金、25万1,000円。

5 款道支出金、449万5,000円。

歳入合計は、0円であります。

2、歳出。

10 款諸支出金、25万円。

11 款予備費、25万円の減。

歳出合計は、0円であります。

以上で、議案第5号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第6号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第6号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成27年度介護給付費負担金の確定に伴います道費及び社保基金負担金の追加交付の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成27年度介護給付費負担金の確定に伴います国庫負担金返還金及び平成27年度地域支援事業費の確定に伴います国庫・道費及び社保基金負担金返還金について、所要の費用の補正をするものでございます。

なお、収支の差額につきましては、予備費を充当して予算を調整したところです。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案をごらんください。

議案第6号平成28年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,989万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4 款道支出金、116万4,000円。

5 款支払基金交付金、263万7,000円。

歳入合計、380万1,000円でございます。

2、歳出。

6 款諸支出金、700万3,000円。

7 款予備費、320万2,000円の減。

歳出合計、380万1,000円でございます。

以上で、議案第6号平成28年度上富良野町介護

◎日程第10 議案第6号

保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第7号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第7号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納による補正でございます。寄附採納1件、3万円をサービス事業費の備品購入費に充当し、一般財源からのその他財源への組みかえをするものであります。

2点目は、寄附採納により生じた一般財源3万円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第7号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億825万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4 款繰入金、3万円。

歳入補正額の合計は、3万円でございます。

2、歳出。

5 款予備費、3万円。

歳出補正額の合計は、3万円でございます。

これもちまして、議案第7号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第8号平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第8号平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、御寄附を3件、15万円いただいておりますので、寄附者の御主意に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成28年度上富良野町病院事業会計

補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成28年度上富良野町の病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成28年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、15万円。

第1項出資金、15万円。

支出。

第1款資本的支出、15万円。

第2項建設改良費、15万円。

以上で、議案第8号平成28年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の御説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号上富良野町債権管理条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町債権管理条例について、提案要旨について御説明申し上げます。

初めに、条例制定の経緯について御説明申し上げます。

債権は、地方自治法第240条第1項に金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利と規定されており、町が保有する債権につきましては、町税、国民健康保険税のほか、公の施設の使用料、住宅使用料、上下水道料、また、ラベンダーハイツ利用者負

担金、町立病院患者負担分など、多岐にわたってございます。

これらの債権を適正に管理することは、町民の負担に対して公平性を確保するとともに、円滑な財政運営に重要不可欠であります。

町の債権には、公法上の原因に基づいて発生する公債権と、司法上の原因に基づいて発生する私債権があり、公債権にはさらに自力執行権がある強制徴収公債権と自力執行権のない非強制徴収公債権に区分されております。債権区分により、適用する根拠法令等も異なり、債権発生から消滅するまでの事務手続においても法令等の解釈を複雑にし、債権管理の課題となっている現状がございます。

今後、町としましては、新たに債権管理の基準を設け、全町一体的な債権管理の徹底を図るとともに、徴収不能な債権の取り扱い基準を明確にするため、本条例を制定するものでございます。

以下、この条文は、第1条から第14条までの条文となっておりますので、条ごとに御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は、この条例を定める目的を、第2条は、この条例で使用される用語について定めております。

第3条は、法令や他の条例等に特別の定めがある場合を除き、町の債権管理に関する事務処理について、この条例に基づいて処理することを規定するものであります。

第4条は、町の債権管理に当たって、町長等の責務を定め、第5条は債権の適正管理のため、債権管理台帳の整備について定めてございます。

第6条は、履行を請求するための納入通知と、履行期限までに履行しない者に対して督促しなければならないことを定めてございます。

第7条は、滞納者に関する情報について定め、これにより法令の規定による調査権がなく、納付資力等の調査ができない債権においても滞納者の実態を把握し、徴収事務に活用することが可能となります。ただし、滞納者情報の利用に当たっては各種法令等の規定を遵守し、個人情報の管理に万全を期してまいります。

2ページをお開きください。

第8条は、公債権における延滞金の率、延滞金の計算などを、第9条は、私債権における遅延損害金等について定めております。

第10条は、一定の要件に該当すると認められたときは、延滞金及び遅延損害金を減免、または免除できることを定めております。

第11条は、強制徴収公債権の滞納処分等の措置

について定めております。

3ページをごらん願います。

第12条は、非強制徴収公債権及び私債権について、強制執行等、町がとるべき措置について定めております。

第13条は、私債権について、消滅時効を迎えた債権やいかなる措置を講じても回収不能な債権について、債権を放棄することができることを定めております。

第14条は、規則への委任規定を定めております。

附則第1項は、条例施行日を平成29年4月1日から施行することとしております。

4ページをごらん願います。

第2項は、上富良野町分担金等の延滞金徴収条例の廃止規定を、附則第3項は、経過措置について定めるものであります。

附則第4項は、延滞金の割合の特例、同じく第5項は、遅延損害金の割合の特例について定めるものであります。なお、本条例については総務産建常任委員会所管事務調査として委員会が開催され、本定例会においても、総務産建常任委員会委員長から報告書を提出いただいているところでございます。

以上をもちまして、議案第12号上富良野町債権管理条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今回、出てきた条例等見ますと、結局この条例に拘束されるということがうたわれております。

そこでお伺いしたいのは、今回、条例のいわゆる現行の条例の中、規定された条例をさらに本文に明確にうたって、それを履行するのだということて提出された文章なのかなというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、現行の制度の中でも滞納、あるいは督促、利息等が徴収でき、またしていますが、利息等は徴収はしておりませんが、現行制度を生かした、それを徴収できる、そういうことがうたわれているわけですから、改めてここらうたわなくても、条例を設置しなくても、現条文を生かしてそれを活用すべきだというふうに思いますが、この点はどのようなお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それと、二つ目にお伺いしたいのは、例えば、Aという人が滞納しましたと。国保税でも何でもいい

ですが、そうしますと、軽度の認知症を患っている方だとします。そうしますと、その来た文書がなかなか理解できない、あるいはそれに似たような方がなかなかこの意味するところがわからないといった場合に、この制度でいけば、単純に条例を起こして滞納、あるいはということで督促して、それでも来ないということになった場合には、この条例の中では当然悪質な滞納者という形になるような気がするのですが、そういった危惧はないのかどうなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

何よりもサービス制限条例設置のときもなのですが、明らかにこれは滞納を理由して、行政サービスをやっぱり利用させないと、いわゆる公平感を妨げるものだということで、私、サービス制限条例に反対した経過があります。これも同じように、そういういわゆる税納公平感はどうなっておりますけれども、現行の条例の中で対応できるものであれば、何も新しくその条例を設定しなくても、十分生かされる、それをやるべきだというふうに思いますので、この点、もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の3点の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、初めに1点目のこの本条例制定に対して、これまでの現行の法令等での対応の可能性、なぜこの新しい条例を制定するのかという御質問に対してでございますが、この1年間、所管としましては、関係機関ともこれまでの町の条例規則等を照らし合わせてまして、まずその点については確認したところでございます。その中でいろいろと課題が出てきましたのは、やはり公債権といわれている町税等、国民健康保険税もそうですが、それについては各上位法の国の法律並びに町の条例等でも全て定めが整ってございますが、ここで一番課題となったのが私債権でございます。私ども、所管であります公営住宅料、また町の水道、あとほかの歳入につきましても、この私債権の取り扱いについての、実は定義がないことにより、この私債権の事務手続についても定めることによりその手続も可能かと思いましたが、やはりこれは町の事務を一体的に、この債権という名称のもとで手続をしていくことが、私ども職員のほうもわかりやすく、また町民に対してもわかりやすい説明になるというふうに判断をし、この条例制定に至ってございます。

2点目に、例えばの例ということで、1例のお方について御発言をいただいたところでございますが、今、町のほうで私ども今、手元に持っているのは税の関係でございますが、税で申し上げますと、平成27年度で実際に滞納をしている方につきまし

ては、先ほど米沢議員から御発言がありましたような方の理由で滞納になっている方はいらっしゃいません。実際に皆様とは面談をしたり、また連絡等もとれておりまして、その中でそのような忘れていたという方は中にはいらっしゃいますが、それは痴呆とかそういうものではなくて、皆さん、かなり高齢者の方のほうが実は納付率は高い状況でございます。

あと、3点目でございますが、不公平感について議員から御発言があったというふうに解釈をしますが、私どもはこの債権管理条例を制定し、今後、町のこの債権につきまして、納期内にきちんと支払っている町民の方と、またそうではない方に対して、それを公平性を定めるためにこの条例は必要ではないかということで、今回条例制定を上げてございますので、率で申し上げますと、99.4%以上の方がきちんと納付をいただいている。ただ、納付をできなかった方にも理由がありますので、その理由ある方につきましても、今後、納期内納付にいただけるように、皆様、町民の方も努力していただいていることは、十分これからも報告させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、多くの方はおくれながらも納付されているということです。

また、会計の決算上、0.6%とか0.4%の方が未納になっているというように表れているわけですが、しかし、そういう方であったとしても、後でいろいろな理由があって、今すぐ払えないけれども、納付されているという、担当者の方に聞きましたらそれは事実だということをおっしゃっているのです。そうしますと、誰が、町民の方にしたら、本当に不公平なのかという、私は印象を見たら、町の方も努力されていますし、納付される方もそれなりに一生懸命努力されて、仮におくれている方も納付されている方もいます。そうしますと、その悪質かというのは、ほんのわずかいるかないかというような現状を捉えた場合に、現行制度を生かしながら、あくまでも納税者に寄り添いながら、分納、あるいは生活再建のために、どういう、あなたはもしも払えないのだったら生活保護につなげますよとか、そういう分納相談、応じながら、現行の条文を生かしながら、僕はやるべきだというふうに思います。仮に滞納、利息徴収、どうしてもしなければならぬということであれば、現行の条文を生かした中で、それをうたうことも十分可能なわけですか

ら、そういうことも含めた対策をとれば、不公平感というのはないわけで、これをやることに誰が一番なのかということであれば、行政が、こういう言い方したら大変失礼かもしれませんが、素早くこういう手段で措置ができるという形の話なのだろうというふうに思います。私は、公平、不公平でいえば、これこそまさに不公平感を助長して、サービス制限条例のように誰でもが憲法でうたわれているようなこういう安心した生活環境を営めるような、そういうことであれば、きちんとやっぱり粘り強く訴えていくということが、私はこの条文を見て、本来そういうやり方を実施すべきだなというふうに思っておりますので、この点、確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の町民に対する公平、不公平感並びにこれまで町が進めてきました行政サービス制限条例の関連についての御質問をいただいたと思っておりますが、所管としましては、本当に、先ほど例を挙げていただいたような方は税の支払い等、あと使用料の支払いの中では出てきませんが、今現在、実際に未納になっている方というのは、実際には預貯金、給与等であっても、お支払い、納期までにしていただけない方がほぼ100%でございます。そういう形につきましては、給与の差し押さえ、または預貯金の差し押さえ等も行っており、本当にそういう方たちにこそ、きちんと納期内に納付すべき義務を住民としてお願いすべきことは、日々、私ども業務として行っているところでございます。

ただ、現在、税条例並びに各使用料の延滞金につきましては、条例は持つてはございますが、私債権につきましてはこれについては適用されておりませんので、これもあわせて今回の債権管理条例にもちまして、やはり支払っていただく方の義務の公平感を定めるために今回の条例を制定ということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 過去にこういう事例がありました。給与は入ったけれども、全額を差し押さえになったというような事例があります。しかし、ちょっとここに持ち合わせておりませんけれども、法律では必ずしも給与を全額押さえはだめだというような条文が判決でも出ているわけですよ。そういう場合、この間、上富良野町は給与の差し押さえというのは、どういような形で実施されたのか、全額なのか、また一部なのか、そこら辺伺いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の給与の差し押さえに関する御質問にお答えします。

過去に町のほうで全額差し押さえた事例があったというふうに議員御発言でしたが、大変申しわけません。現在は全額差し押さえは行ってございません。給与はその方に関する生活費の収入源でございますので、私どもはきちんとその生活費に必要な部分については差し押さえることができないということで、算出に基づいて差し押さえるのほうは実施させていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに御質問ございませんか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） ちょっと確認したいことがあるのですが、先ほどの説明で債権管理の課題があるということでございます。この条例ができる現時点で、この条例が施行されたら、その課題はこの条例で解消されるのかということと、ちょっと小さいことになるとは思いますけれども、例えば、収入が年に一遍、まとまった時期に入ってくると、そういう人たちはそれまでの間、払えないかもしれません。そういった人はこの延滞金にひっかかってくる人はおられるのかどうか。毎月入ってくるサラリーマンと違ってという意味でございます。

先ほどから99.4%の方が払っていると、非常にすばらしいと思うのですが、あと0.6%の中で悪質といわれている人は、先ほどからも話が出ているのですが、何名ほどおられるのか。その人のためにもこの条例を制定する必要があるだろうということだろうと思うのですが、具体的にどれくらいおられるのか、そこを確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 5番今村議員の3点について御質問にお答えします。

まず、この条例を制定することで、これまでの課題について解消になるような条例なのかどうかという御質問ですが、これまで上富良野町の税ばかりではなく、各使用料につきましてもいろいろと町民の方にも納期内納付についてはきちんと理解をしていただいておりますし、職員についてもそのような事務を取り扱ってきたところでございますが、この債権管理条例を制定することによりまして、もちろん町民の支払いをしていくための、納付のための義務のことは理解していただくことと、あと不公平感については解消されると考えております。

また、私のほうの中で一番やはり危惧をしていた

のは、やはり先ほどから出ていますように、なかなか町民から自分の生活について相談するときに、やはり支払いをできなくなってから実は相談窓口に来るということが現状でございます。そこには、そのお金が支払えないというバックボーンには、実は毎月の支払いにどれだけのお金を生活の収入源から支払っているかということをお伺いする場面が多々うちの職員はあるようです。その中でお伺いしている中では、やはり、まず町民として義務を果たさなければいけないということをまず町民に教えるのも職員でございますし、そして、その生活の中で食べることに、やっぱり子どもを教育することにはもちろんお金は使ってもらわなければいけないですし、ただその中で娯楽、遊戯費にやはりそれなりに相当の費用の支出をしていたりとか、いろいろと皆さん生活の中で気付きをされる町民の方も多くいらっしゃるようです。その辺については、丁寧に、税の職員だけではなくて、町の職員が全庁的にそれについて対応していくことが今後必要ではないかということは考えているところでございます。

あと2点目、収入が一定の時期しか入らない方へ対しての対応についての御質問だったと思いますが、これは農業であれば、本当に収穫を得てからの秋にしかお金が入らないとか、あといろいろな御商売によっては定期に入らない方いらっしゃるかと思います。ただ、その関係についての延滞金でございますが、月々で入っている方たちについては月々の支払いの計画があるでしょうし、年間の総収入しか入らない方については、やっぱりそれを月々に分けて、または、税金については納期にやりくりをやっぱり計算していただいて、何とか納付することで生活設計を立てるような相談もする場面が実はございます。それについては、延滞金をかけないということではなくて、きちんと納期内に納付できるような生活をしていただくように町民の方に御説明をしていきたいと考えているところでございます。

最後、3点目でございますが、実際にどれぐらいの人数がいるかという御質問だったと思いますが、実は上富良野町の27年度の、これは税だけの状況でございますが、住民税と固定資産税と国保税、この3件だけで27年度で149人の方が実際に納期内に納付をされてございませんでした。実際、149件ですが、実人数にしますと85人でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 延滞金が年に限られた特定の時期にしか入ってこないということなのですから

ども、金銭管理指導をやってしっかり計画的に払ってもらおうというようなことだと思うのですけれども、そういうことはなかなか難しいところが私はあると思います。みんながみんな、それがしっかりできればそれに越したことはないわけですよ。そういうことができない人もいるかもしれない。しかし、年に一遍しか入ってこなかったら延滞金に該当するようになってしまうのではないかなという話なのです。そこは本当に大丈夫だと思っているのか、もう一度確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 5番今村議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

税は、いきなり突然やってくるものではございませんので、社会人になればずっと税がかかるというのはわかっているわけですから、年に1回の、例えば農業を営んでいる方については、年1回という、秋になりますけれども、そういう方も、この9.9.4%の中に当然にしておられますから、そういう分野で年1回の収入しかなくても、納税に応じることがこれまでもやっていただいていますので、そういうふうに理解をしています。

それと、先ほどの御質問に戻るかもしれませんが、この課題のこともおっしゃっておられましたけれども、課題の部分でいいますと、第13条私債権の放棄ですね。以前からお話をしているかと思いますが、私債権は特に放棄をする場合、1本1本、1件1件、議会の議決を得て、放棄をするか、もしくは相手方が援用する、私は時効を迎えていますと援用しない限りは、この債権は放棄されません。そういう部分では、ずっと帳簿上の債権は受けない、そういう課題があります。したがって、この13条にも書かれているような法に照らして不納債権となっているもの、不良債権となっているものを放棄する、そういう条文を、安易に放棄するという意味ではなくて、そういうことを課題になっていたこの条例を定めると。

あと、7条で見ていただきたいのですが、7条は各債権、町の債権であっても、個人情報がありますから、例えば税の担当者が水道料金の滞納者の情報を共有することが基本は無理です。病院の債権がある。そういうことも本来は個人情報ですから、お互い同じ自治体であっても、共有することは基本はできないことになっています。ただ、ここの条例は違法ではないですから、ここの条例は、各町の債権を全て、例えば滞納処分しましたという情報、債権を徴収するために裁判所に訴えましたという情報をそれぞれの債権の持っている関係者から情

報を共有できますという条例を画期的につくったのです。そういうことも課題にありましたから、こういう公平感を持つことも当然課題ですが、そういうものを狙ったこの条例だということもぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番長谷川徳行君。

○4番（長谷川徳行君） この上程が制定されたときは、本当に住民からは歓迎されない条例だとは私、思います。やっぱり公平、公平といいますが、だれも払っている人は不公平だとは私1回も聞いたことないです。私、先に払ったから不公平だとか。誰が言ったか知らないですけども、課長、そんなこといいですけども、本当にそんなことを思っている税金払っている人はいないと思います。払っていない人は困っているのだという解釈で、そういう気持ちで先に払っている人も、昔は納税組合がありまして、払っていなかったら還付金が来ないからお前払えよと、そうでなかったら除外するとかという、こんなあれもありましたけれども、今はそんなこと言っている人はいないのではないかと思いますよね。それが私の意見ですけども、もう一つ。

この延滞金に14.6%とありますけれども、これは何を根拠に対して算出されたのか、それと一般の銀行あたりの延滞金がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 4番長谷川議員の住民の公平性の関係についての御意見をいただいたところでございますが、実は長谷川議員はそのようにおっしゃっていただいて、困っているのだらうなと言ってくれる方ばかりならよろしいのですが、実は、昨今、各自自治体では、納期内に払った方とそうではない方に対して、納期内に払った住民から住民訴訟が実は昨今、国内では起きてございます。まだ上富良野町ではそのような住民請求が起きた事例はございませんが、実は道内においても監査請求が起きたり、また首長、またはその責任者が職員も訴訟の対象になってございます。現在、上富良野町においても条例はございます。延滞金を徴収するような形になっておりましたが、これまでは全てとってはきておりませんでした。ただ、やはりこれは法律の中でとらなければならないということで、法律で定められていることから、上富良野町も来年の4月からはこの国の法令に基づいた形での徴収をしたいというふうに考えているところでございます。

ただ、これはあくまでも延滞をした方に対して課

すものであって、延滞をしない方には一切何も行きませんし、金額で例を挙げて申し上げますと、一つの債権、支払った納期からのおくれた日にちにもよるのですけれども、数万円なければその債権は発生しません。ですから、本当に私どもの考えているのは、住民税だとか固定資産税とか国民健康保険税だとかの納期における1回の債権が多額になるようなものについては対象になるのではないかというふうには考えてはおりますが、月々何千円かの使用料に対して、この延滞金がかかるといふような形は想定はしていないことから、先ほどもちょっと他の議員からの御質問もありましたが、ちょっとした1週間忘れたとか、開けてなかったとか、そういうことでいって、では延滞金がかかるかというのと、そのようなことは実は想定はしていないところでございます。

また、本当に未然に防げるような情報も、私たちもルールといえど、規則は持ちますけれども、町民の人にやはり納めていただくことをお伝えするのが行政の責務と考えております。あなた、義務を果たしていないからすぐこうだよではなくて、やはり住民周知をきちんとここはしていかなければいけない役割もありますので、それについてはある程度時間をきちんと設けてやっていきたいというふうには考えています。

あと、延滞金の率でございますが、これにつきましては実はもう規定が決まっております。ここに特例措置も率が14.6と条例には書いておりますが、特例措置におきましては既にその率につきましては附則のほうで率を出させていただいておりますが、これにつきましてはまず公債権につきましては国の法律で定められた率を用いさせていただきます。また、私債権の遅延損害金につきましては、財務大臣が定める率の民法に基づいた率を適用させていただきます。これはどの自治体、全部調べていただいても構いませんが、同じ率を適用させていただきます。

銀行の率については、現在ちょっと手持ちで持っておりませんので、回答できませんので、申しわけございません。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

4番長谷川德行君。

○4番（長谷川德行君） 町長が訴えられたり、職員が訴えられたことは知っています。それはやっぱり権利があるし、私たちも払う納税の義務を負っているから払わなかったら、だけれども、この法定利息、これは町で定めることはできないでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 4番長谷川議員のこの利率につきまして、町で独自に定めることはできないのかという御質問に対しましては、町で定めることは可能ではございません。これは、公債権につきましては国の法律で決めてございまして、私債権につきましては財務大臣が定めている民法の法律に基づいた率を適用することになっておりますので、こちらの率に変更はございません。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

4番長谷川德行君。

○4番（長谷川德行君） 私思うに、徴収するときにもっと町民が払いやすいような徴収方法をとったらどうでしょうか。公住の家賃とか、そういうのは毎月となっていますけれども、ほかの健康保険税や何かは多額で払う人もいっぱいいるのですよ。1回に7万円も8万円も払う人がいます。それを分けやすく、その人と話し合っ、滞納している人で支払いしやすいような、例えば、総務委員会で……。

○議長（西村昭教君） 議案とちょっと逸れていますので、それは別途協議できると思います。

ほかにございませんか。

よろしいですか、長谷川議員。（長谷川議員「はい」と答える）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第12号上富良野町債権管理条例は、なお十分な審議を要すると思われまますので、この際、総務産建常任委員会に付託し、審議をしていただきたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、総務産建常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号上富良野町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この度の改正は、外国人等の国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に

関する法律施行令等の関連する政令が、去る平成28年5月25日に、また所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が7月1日にそれぞれ公布されたことにより、上富良野町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、1点目は、外国居住者等にかかわる町民税の算定において、特例適用利子などの額及び特例適用配当等の額に係る所得に対して分離課税するものでございます。

2点目は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定、軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

以上が主な改正点であります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第13号上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例の一部改正。

第1条上富良野町税条例（昭和29年上富良野町税条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

附則第20条の2は、特例適用利子など及び特例適用廃止等々にかかわる個人の町民税の課税の特例について新規に定めるものであり、附則第20条の3はこれまでの条について所要の整備をするものであります。

3ページをお開き願います。

次に、第2条関係です。

上富良野町国民健康保険税条例の一部改正。

第2条上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきます、主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

附則第10項は、特例適用利子などにかかわる国民健康保険税の課税の特例について、新たに整備するものです。

4ページをお開き願います。

附則第11項は、特例適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例について、新たに整備するものです。

附則第12項、附則第13項、附則第14項については、附則第10項及び附則第11項を新たに定めることにより、所要の整備をするものであります。

5ページをごらん願います。

附則第3項国民健康保険税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上をもちまして、議案第13号上富良野町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開を2時40分といたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第14号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第15 議案第14号財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上整備事業）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第14号財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上整備事業）につきましては、提案の要旨を御説明申し上げます。

国においては、マイナンバー制度に伴う情報連携の開始を控え、地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化を図ることを目的として、平成27年度の補正予算において、自治体情報システム強靱性の向上に係る補助を計上したことにより、本町においても同補助を活用しながら、本町の情報システムについてセキュリティ対策等を強化するため、本年3月の定例町議会において補正予算と合わせて同予算の全額を平成27年度に繰り越すため、繰越明許費の議決を賜ったところであります。

事業の概要につきましては、本町の情報システムからインターネット接続系を分離し、L G W A N 接続系、マイナンバー利用事務系の三つのネットワー

ク構築として構築することとし、インターネット利用においては、個々のパソコンからの直接通信を禁止し、画面転送方式とし、L G W A N接続系、マイナンバー利用事務系においては、U S Bなどによる情報の持ち出しを技術的に制限するほか、端末操作の操作ログを収集するシステムを構築するなど現状のセキュリティー対策を強化するものであります。

事業実施に当たりましては、北海道内で情報通信ネットワーク整備等の実績がある4社を指名し、9月7日入札の結果、リコージャパン株式会社道北営業部が2,440万円で落札し、契約額は消費税を加算した本議案の2,635万2,000円となっております。参考までに二番札は、株式会社美唄未来開発センターの2,700万円でありました。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第14号財産の取得について。

自治体情報システム強靱性向上整備に関する財産を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、自治体情報システム強靱性向上整備事業。2、取得の方法、指名競争入札による。3、取得金額、2,635万2,000円。4、取得の相手方、旭川市東3条5丁目。リコージャパン株式会社道北営業部、部長、松井厚志。5、納期、平成29年3月31日。

以上、説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

この後の15号、16号の案件について、理事者の説明を求める必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。議員の方は控え室のほうへお集まりいただきたいと思っております。

午後 2時43分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第15号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程をいただきました議案第15号教育委員会教育長の任命につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

現在、教育委員を務めていただいております服部久和氏が、この9月末をもって任期満了を迎えるところではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長と教育委員長を一本化した新たな教育委員会制度となり、それに伴う新たな教育長の選任に当たり、人格、識見ともにすぐれ、現在、教育長として当町の教育行政の振興に努められております服部久和氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

また、新たな制度による教育長の任期は3年となっております。なお、服部氏の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧賜り参考としていただければと存じているところでございます。

以下、議案を朗読いたしまして御提案させていただきます。

議案第15号教育委員会教育長の任命について。

上富良野町教育委員会教育長に次の者を任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。氏名、服部久和。■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております教育委員会教育長の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第17 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第16号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました議案第16号教育委員会委員の任命につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在、教育委員3期目を務めていただいております菅野博和氏が、この9月末をもって任期満了を迎えるところでありますが、人格、識見ともにすぐれた方でありますことから、これまでの御経験をさらに本町の教育行政に生かしていただきたく、引き続き菅野氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、菅野氏の経歴等につきましては、別添配付させていただいておりますので、御高覧賜り参考としていただければと存じているところでございます。

以下、議案を朗読して御提案させていただきます。

議案第16号教育委員会委員の任命について。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。氏名、菅野博和。■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第18 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第1号議員派遣について、提案理由の説明を申し上げます。

地方分権時代に対応し、各自治体の行政諸課題を解決するために、議員の資質向上を目的として、上川町村議会議長会及び富良野沿線市町村議会議員研修にそれぞれの議員を派遣することを目的といたします。

以下、議案を朗読し、発議といたします。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成28年9月13日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、同じく中澤良隆、佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所、美瑛町。

期間、平成28年10月26日、1日間。

派遣議員、全議員。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

派遣場所、中富良野町。

期間、平成28年11月24日から1日間。

派遣議員、全議員。

以上、原案をお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第19 発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1番(中澤良隆君) ただいま上程されました発議案第2号について、朗読をもって説明申し上げます。

発議案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成28年9月13日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組み

を支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、森林環境税(仮称)などを早期に創設し、森林整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実、強化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月14日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続調査申出について

○議長(西村昭教君) 日程第20 閉会中の継続

調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉 会 宣 告

○議長(西村昭教君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

大変御苦労さまでございました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) ただいま議長の御配慮賜りまして、御挨拶の機会を賜りましたことに感謝申し上げます、一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。

まず、平成28年第3回定例町議会をこのたび無事終了させていただきましたことにお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、この4年間、議員の皆様にはいつも温かい御支援を賜り、務めを果たしてこれましたことに改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

顧みますと、平成24年12月に町民の皆様の温かい御支援を賜りまして、2期目の町政運営を担わせていただくことができました。

この間、国にあっては、少子高齢化問題を初め、一向に明るい兆しが見えてこない経済状況、加えて人口減少問題も年々深刻さを増す中、格差の拡大など大きな社会問題が次から次へと起きてまいりました。とりわけ大都市への一極集中による都市と地方の格差は、地方の活性化において深刻な状況が生まれ、にわかに地方創生が声高に叫ばれるようになったことは記憶に新しいところでございます。それに伴い、私たちもこれからのまちづくりのあり方、進め方について、町民の皆様と認識を共有しながら、創生計画づくりに取り組んできたところであります。

私にとりまして、このような状況の中で町政運営に臨みましては、就任以来、ずっと政策づくりの原点としてまいりました町の隅々まで光が当たるま

ちづくりを胸に町民の皆様の思いや声にしっかりと耳を傾けながら、日々努力を続けてまいりました。

特に、活火山十勝岳と共生する町といたしまして、噴火災害初め、あらゆる災害に対応できる防災対策を初め、少子化や長寿社会にあり、どのような状況にあっても、安心して暮らすことのできる子育てや医療、福祉の充実、若者は魅力を持ってふるさとで活躍できる活気に満ちた産業の育成、駐屯地の現状規模の堅持、また学校教育や社会教育を通じ、やる気や生きがいを持って暮らせるまちづくりなど、全力で取り組んでまいりました。

このような取り組みを進める中にありまして、議会の皆様にはいつも適切な御助言や御意見を賜り、ときには背中を押していただいたりと、本当に温かい御指導や御協力を賜り、改めて感謝申し上げます次第でございます。

私は町長就任以来8年間、まちづくりの種を幾つもまかせていただきました。その中には既に芽が出て花を咲かせたもの、今まさに花が咲こうとしているもの、また花が咲いて実を結びつつあるものなど、あるいはもっともっと深く根を下ろさなければならぬものなど、多くは道半ばであり、一時も歩みをとめることはできません。

上富良野町は来年、開基120年を迎えることとなり、今、改めて先人の労苦に思いをいたすとき、私といたしましては、町のさらなる発展のため、一層の努力を重ねていくことが町民の皆様へ果たすべき責務と強く心に思うところでございます。

どうか議員の皆様には変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、これまでの御協力に対し、重ね重ね感謝とお礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきますと思います。

本当にお世話になり、ありがとうございました。

○議長(西村昭教君) 4年間、大変御苦労さまでございました。

これにて、平成28年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 3時30分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年9月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 中 瀬 実